

第2期海南市障害者基本計画及び 第4期海南市障害福祉計画

平成27年3月

海 南 市

はじめに

国においては、平成23年に障害者基本法の改正、また、平成24年には障害者総合支援法及び障害者虐待防止法の制定など、障害のある人への施策が総合的に進められている中、障害のある人を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

こうした中、平成26年に和歌山県において「紀の国障害者プラン 2014」が策定されたことを踏まえ、本市においても、大きく変わりつつある状況や、より多様化しているニーズを踏まえた上で、新たな計画の策定が必要となっています。



本計画は、障害のある人への施策を推進するための基本理念や基本目標を定め、その方向性を明らかにするとともに、今後の障害のある人への施策推進のための指針となる「海南市障害者基本計画」と、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどの確保のための方策を示す「海南市障害福祉計画」で構成し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」を基本理念に、今後6年間における各分野の施策展開を推進するため、策定しました。

今後は、本計画の実現を図るため、障害者福祉に関するさまざまな施策の充実に努めてまいりますので、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を頂きました海南・海草障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

海南市長 神出 政巳

<目 次>

総 論	1
第1章 計画策定の概略	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 他計画との関係性	3
6. 計画策定にあたって	4
第2章 海南市の現状と課題	5
1. 統計からみる現状	5
2. アンケート調査の実施	17
3. 関係団体へのヒアリング調査の実施	30
4. 海南市における課題と基本的な視点	33
第3章 計画の基本的な方向	36
1. 基本理念	36
2. 施策体系	37
3. 計画の推進体制	38
第2期海南市障害者基本計画	40
第1章 差別の解消及び権利擁護の促進	40
1. 障害を理由とする差別の解消	40
2. 福祉教育の推進	41
3. 権利擁護の推進	42
第2章 地域での生活の支援	43
1. 地域で支える基盤づくり	43
2. 在宅福祉サービスの充実	45
3. 居住支援の充実	46
4. 保健・医療の充実	47
5. 相談体制の充実	49
6. 情報・コミュニケーションの充実	50

第3章 障害のある児童・生徒などへの支援	51
1. 保育・教育における支援体制の充実	51
2. 障害のある児童への療育の充実	53
3. インクルーシブ教育システムの構築	55
第4章 就労や地域活動による生きがいづくり支援	57
1. 就労支援体制の確立	57
2. 就労の場の確保	59
3. 文化芸術活動、スポーツなどの振興	60
第5章 安全・安心な環境づくり	61
1. 移動交通支援の充実	61
2. 福祉のまちづくりの推進	62
3. 防災対策の推進	63
4. 防犯対策の推進	65
第4期海南市障害福祉計画	66
1. 第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント	66
2. サービス提供における基本的な考え方	67
3. 前回計画の実績	69
4. 平成29年度までの成果目標	76
5. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策	79
6. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策	86
資料編	95
1. 障害者総合支援法（抜粋）	95
2. 海南・海草障害者地域自立支援協議会設置要綱（抜粋）	96
3. 計画策定にあたっての体制	98
4. 用語解説	99

総論

第1章 計画策定の概略

1. 計画策定の趣旨

海南市では、平成19年3月に「海南市障害者基本計画」、平成24年3月には「海南市障害福祉計画【第3期】」を策定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」を基本理念として、すべての障害のある人の自立と社会参加の実現をめざして、障害のある人の施策の推進に取り組んできました。

近年、国では、平成23年8月には、「障害者基本法」の改正により共生社会の実現が法律に明記され、平成24年10月には「障害者虐待防止法」の施行により国や地方公共団体、障害者福祉施設利用者などに障害者虐待の防止等のための責務が課されるようになりました。

また、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行され、障害者の定義に難病等が追加されるとともに、障害程度区分に代わって必要な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めるなど、障害のある方の自立支援、社会参加に向けて、施策が総合的に進められています。

こうした法制度の変革に的確に対応するとともに、障害者のニーズを的確にとらえた障害者施策の推進を図るため、「海南市障害者基本計画」、「海南市障害福祉計画【第3期】」やアンケート・ヒアリング調査の結果を踏まえ、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした、「第2期海南市障害者基本計画及び第4期海南市障害福祉計画」（以下、本計画）を新たに策定します。

2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）

国においては、「海南市障害者基本計画」の計画開始年度である平成 19 年度以降、以下のような経緯で国内法の改正と国際条約の締結、発効、施行が進んできました。

- 平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名
- 平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
- 平成 22 年 12 月 「障害者自立支援法」改正
- 平成 23 年 8 月 「障害者基本法」改正
- 平成 24 年 7 月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育[※]システム構築のための特別支援教育の推進」報告
- 平成 24 年 8 月 「障害者の雇用の促進などに関する法律」改正
- 平成 24 年 10 月 「障害者虐待防止法」施行
- 平成 25 年 4 月 「障害者総合支援法」施行
- 平成 25 年 6 月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正
- 平成 26 年 4 月 「障害者の権利に関する条約」施行
- 平成 28 年 4 月 「障害者差別解消法」施行予定

また、平成 19 年度以降、以下の計画を策定してきました。

- 平成 19 年 12 月 「障害者基本計画」の後期 5 年間の数値目標
「重点施策実施 5 か年計画」
- 平成 25 年 9 月 「障害者基本計画」
(平成 25 年度～平成 29 年度の 5 か年計画)

※インクルーシブ教育：障害のある子どもを含む、すべての子どもに対して、一人ひとりの教育ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育を指す。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

市町村障害者計画は障害者基本法第 11 条第3項に基づくものであり、障害のある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害のある人の施策推進のための指針となるものです。

また、市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

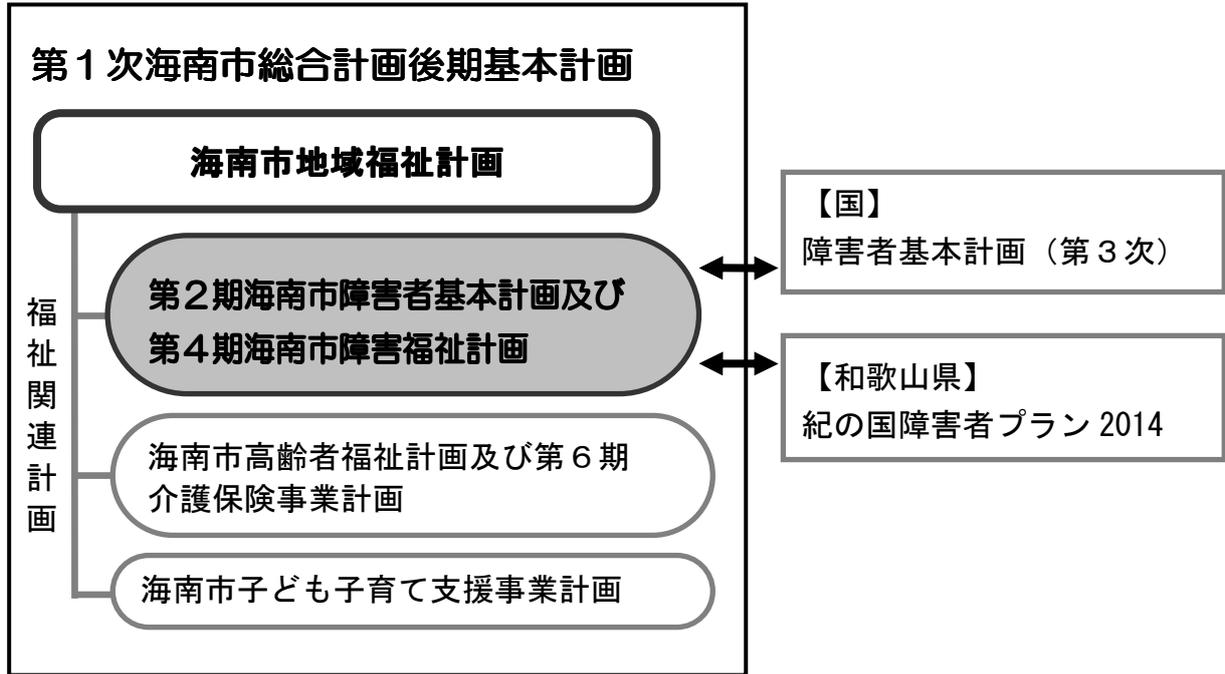
4. 計画の期間

本計画のうち、第2期海南市障害者基本計画は平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間を計画期間とし、第4期海南市障害福祉計画は平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間を計画期間とします。

5. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」や、和歌山県の「紀の国障害者プラン 2014（第4次和歌山県障害者計画改定 第3期和歌山県障害福祉計画）」を踏まえ、「第1次海南市総合計画後期基本計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせるものとしします。

■他計画との関係性のイメージ



6. 計画策定にあたって

I. アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、障害者手帳をお持ちの方 2,000 人を対象に、アンケート調査を実施しました。

II. パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

III. 関係団体へのヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、アンケート調査では把握しきれない障害者の生活課題や福祉ニーズ、障害者団体の活動状況とその課題を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

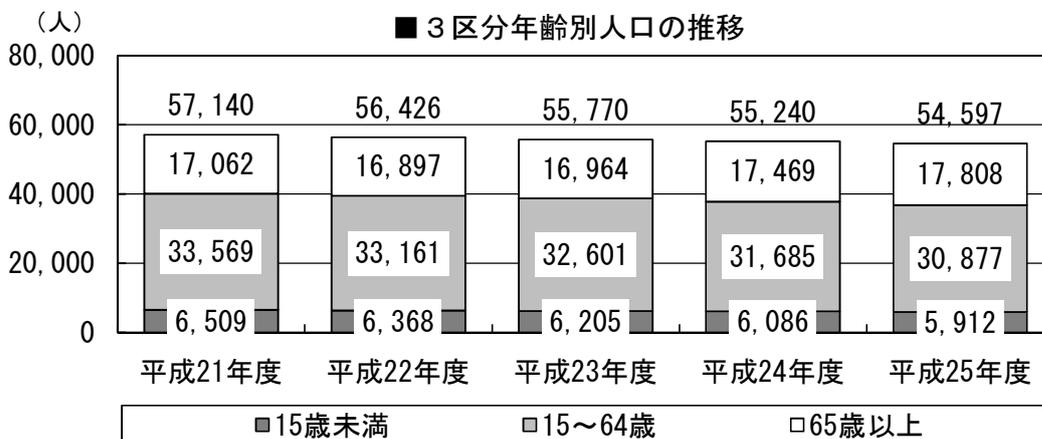
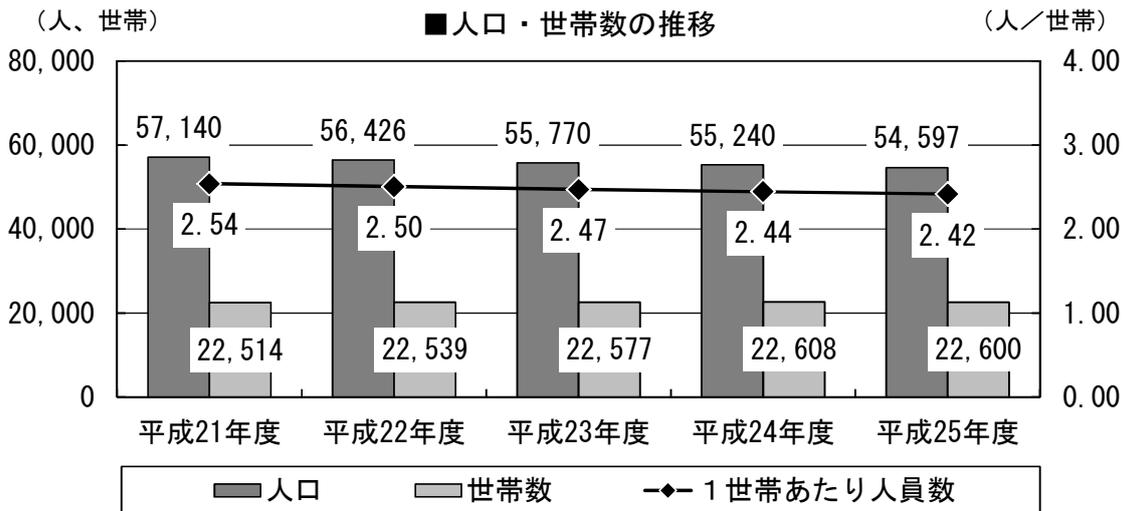
第2章 海南市の現状と課題

1. 統計からみる現状

I. 人口

海南市の総人口の推移をみると、平成21年度から平成25年度にかけて総人口は2,543人減少しており、世帯数は86世帯増加しています。

総人口の推移を年齢別にみると、平成21年度から平成25年度にかけて15歳未満、15～64歳人口は減少する一方、65歳以上人口は増減をしながら推移し、平成21年度から平成25年度にかけて746人増加するなど、少子高齢化が進んでいます。世帯数については、核家族化の進行などにより概ね増加傾向にあります。



資料：市民課調べ（各年度3月31日現在）

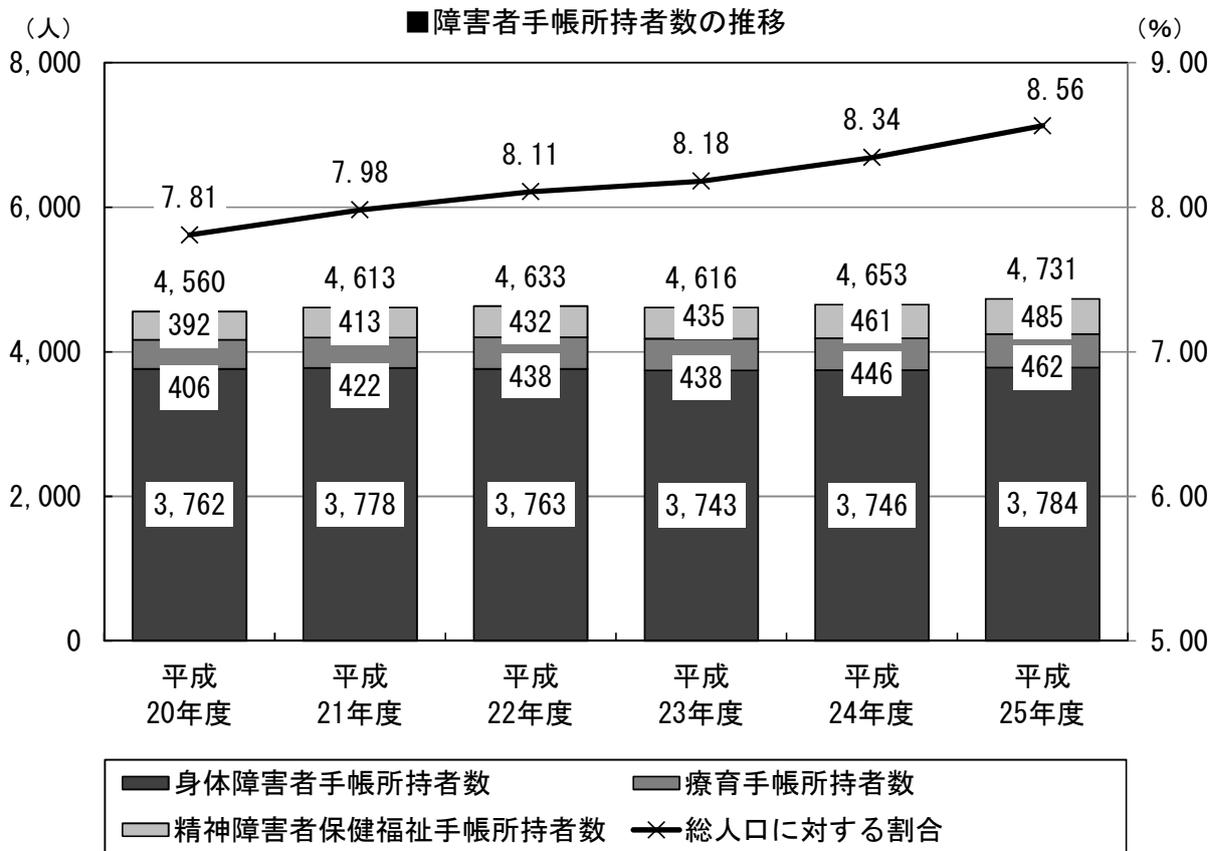
Ⅱ. 障害のある人の状況

1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成25年度の身体障害者手帳所持者が3,784人、療育手帳所持者数が462人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が485人となっています。

人口の減少傾向に対し、障害者手帳所持者数はほぼ横ばいであり、障害のある人の比率が高くなってきています。

平成25年度の障害者手帳所持者数の総人口に対する割合は8.56%であり、和歌山県(7.15%)と比べるとやや高い水準となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

2) 身体障害者手帳所持者数

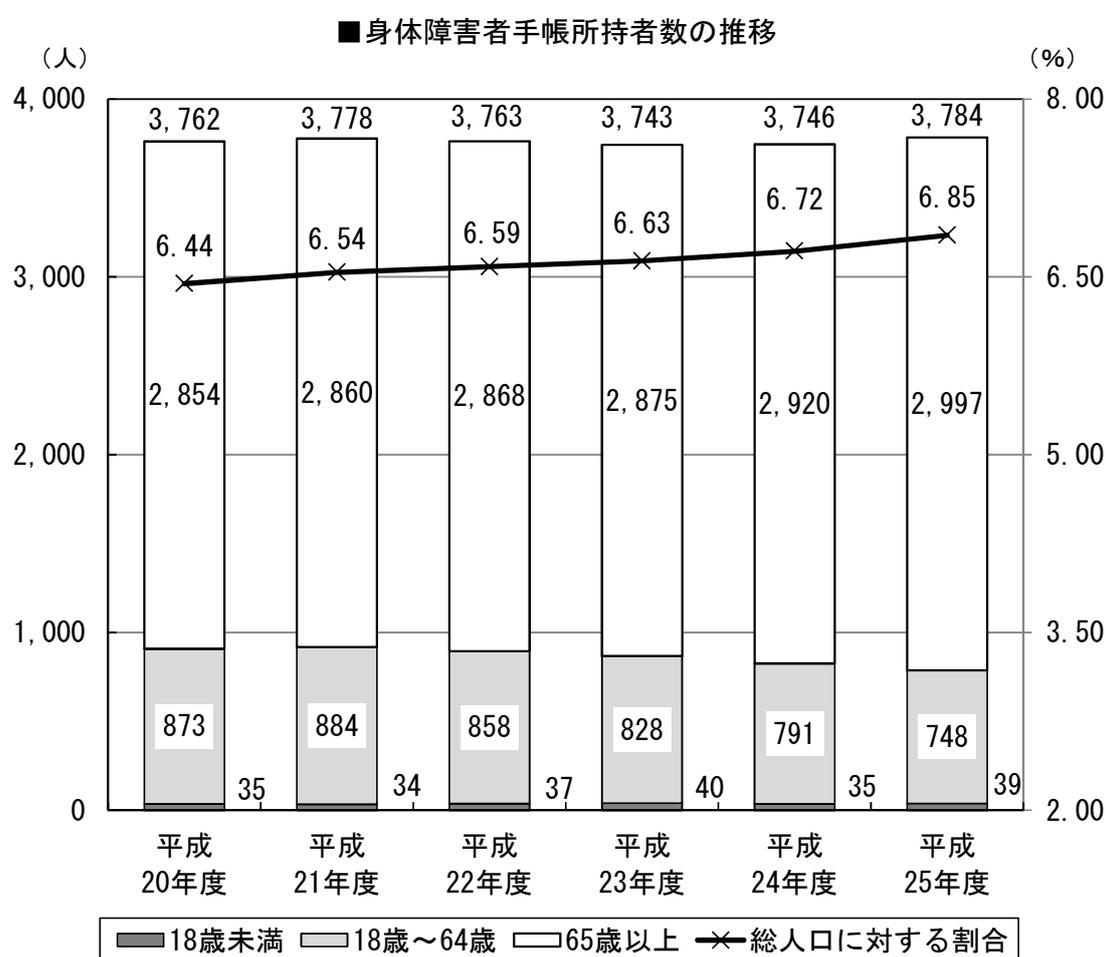
手帳所持者数でみると、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢層別でみると、平成25年度では65歳以上が2,997人で最も多く、次いで18～64歳で748人となっています。

等級別でみると、重度の場合、1級の方の割合はほぼ横ばいで推移し、2級の方の割合はやや減少しています。

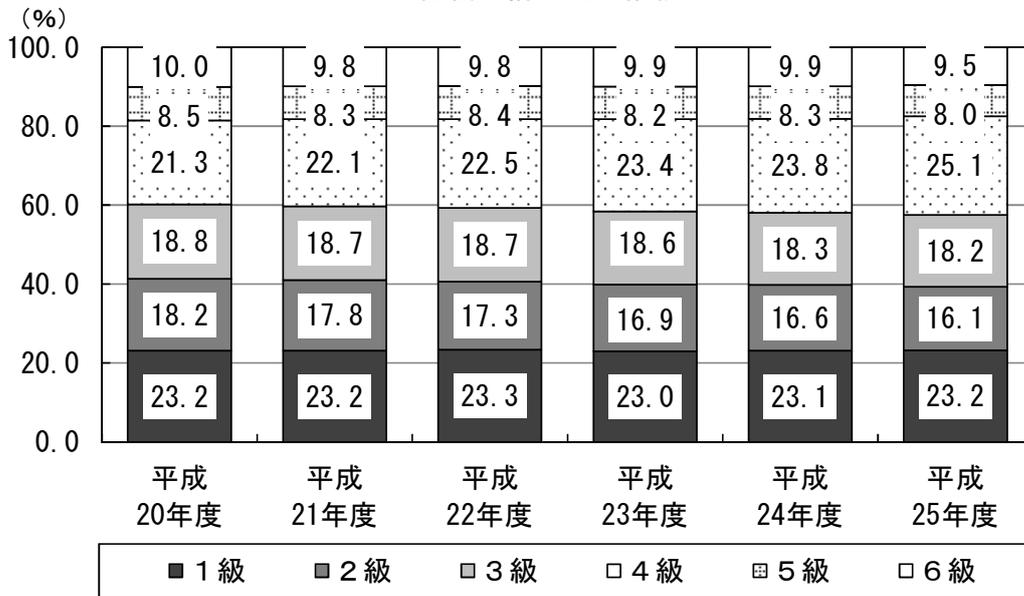
種類別でみると、特に心臓、じん臓、呼吸器や免疫機能などの内部障害の割合が増加しています。

平成25年度の手帳所持者数の総人口に対する割合は6.85%であり、和歌山県(5.73%)と比べるとやや高い水準となっています。



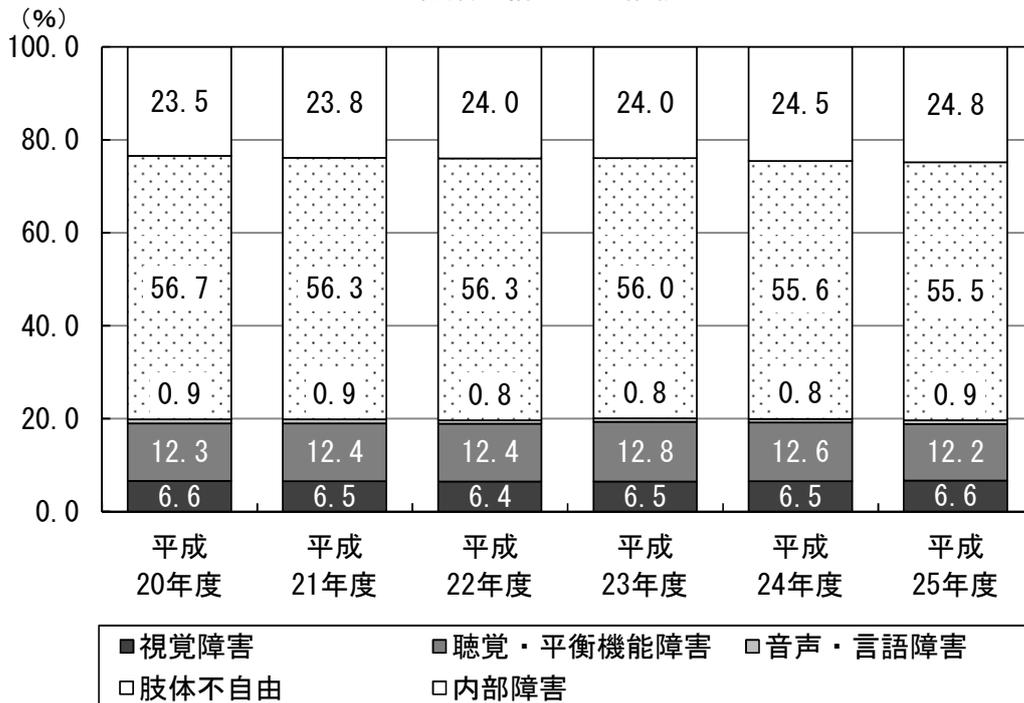
資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

■程度別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

■種別別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

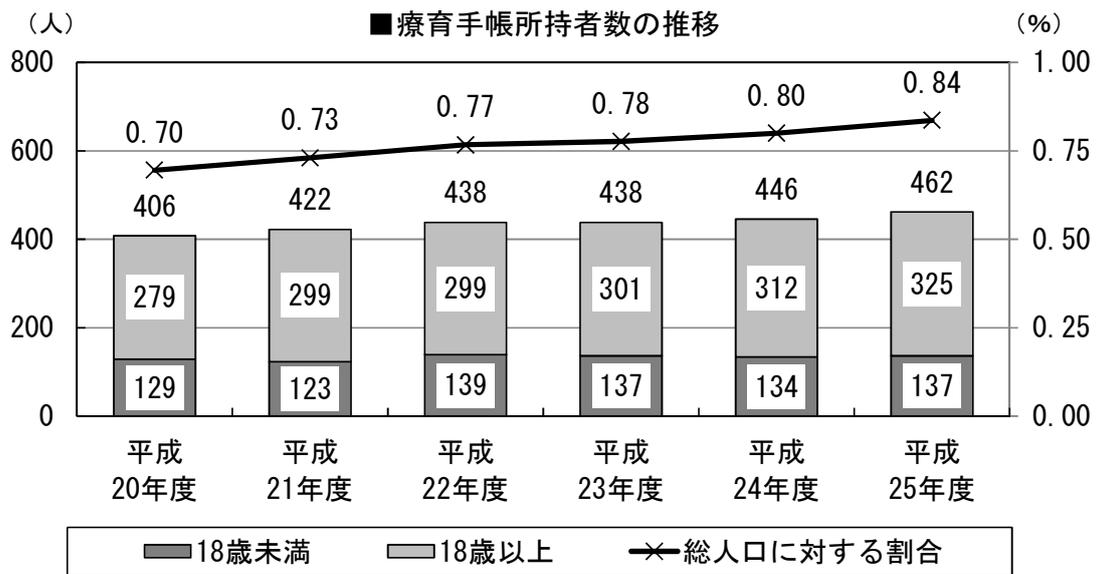
3) 療育手帳所持者数

手帳所持者数でみると、年々増加傾向にあります。

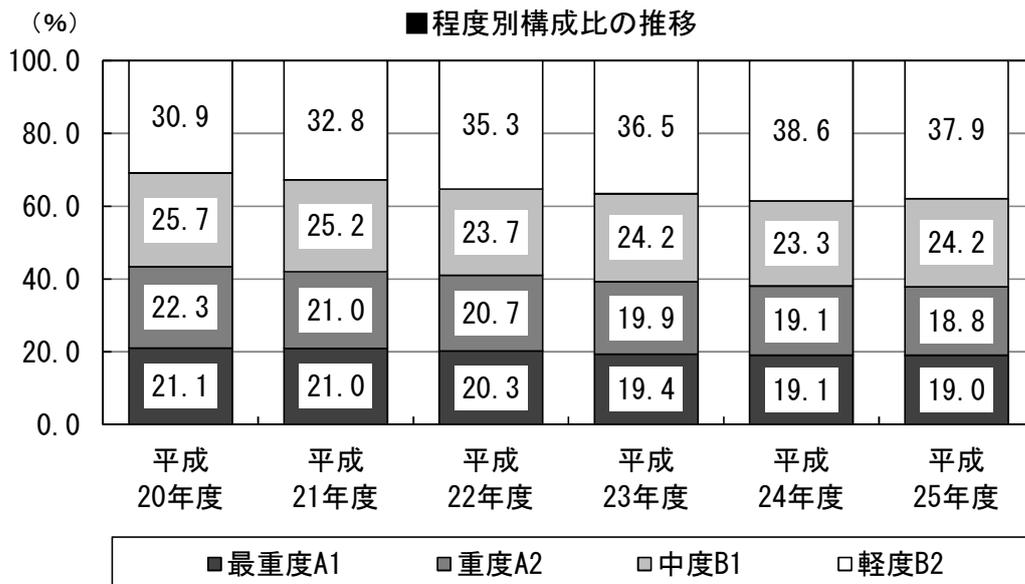
年齢層別でみると、平成 25 年度では 18 歳以上が 325 人、18 歳未満が 137 人で、18 歳以上の所持者数が増加傾向にあります。

程度別でみると、最重度 A 1 や重度 A 2、中度 B 1 の方の割合が減少する一方、軽度 B 2 の方の割合が増加傾向にあります。

平成 25 年度の手帳所持者数の総人口に対する割合は 0.84% で、和歌山県 (0.86%) と比べると、ほぼ同じ割合となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度 3 月 31 日現在）



資料：社会福祉課調べ（各年度 3 月 31 日現在）

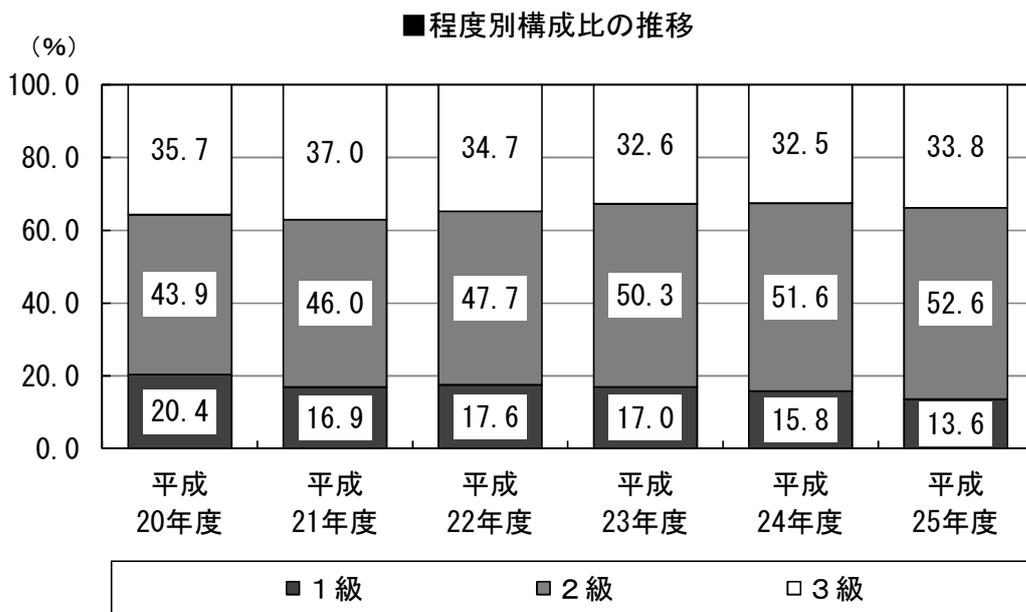
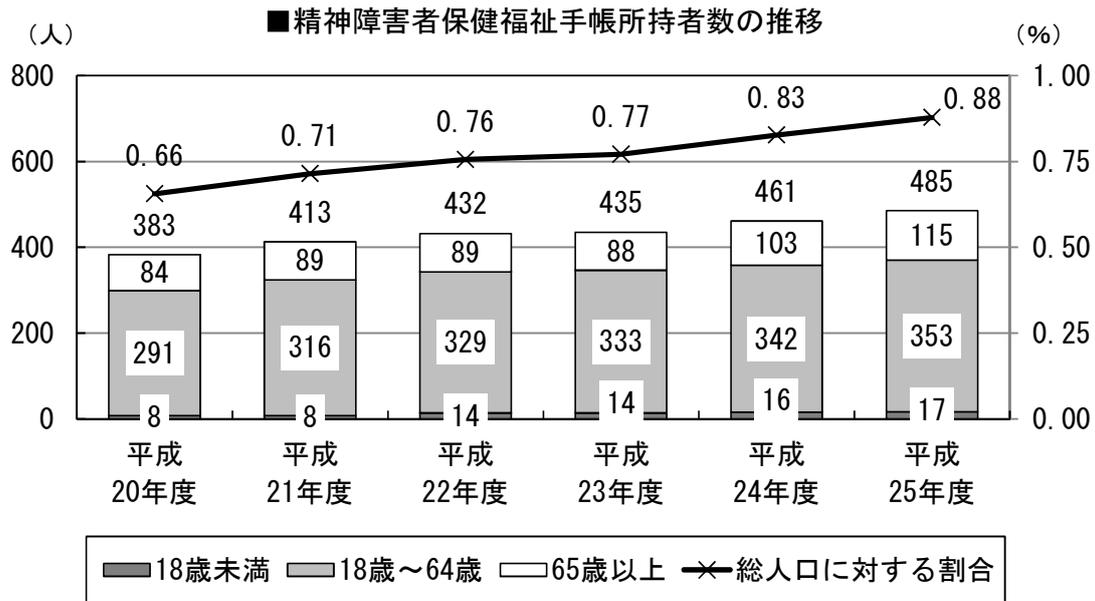
4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

手帳所持者数でみると、療育手帳所持者と同様に年々増加傾向にあります。

年齢層別でみると、平成25年度では18歳～64歳が353人で最も多く、次が65歳以上で115人となっています。

程度別でみると、2級の方の割合が増加傾向にあります。

平成25年度の手帳所持者数の総人口に対する割合は0.88%で、和歌山県(0.56%)と比べると高い水準となっています。

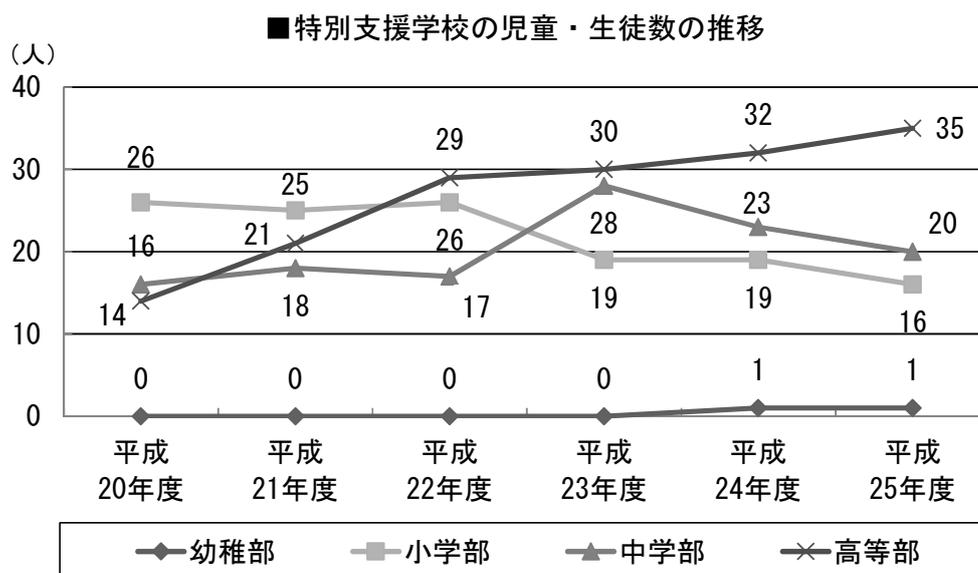


Ⅲ. 障害のある児童・生徒の状況

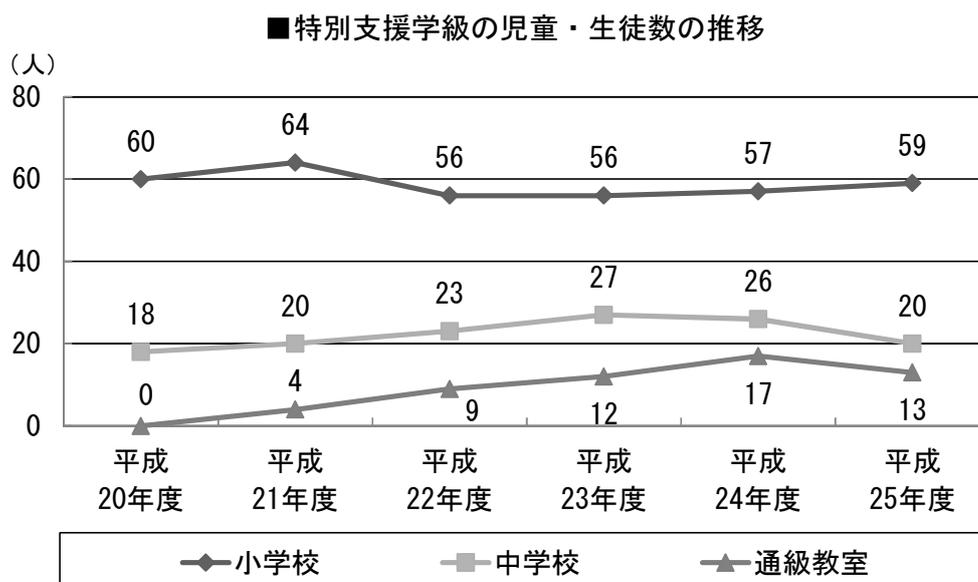
障害のある児童・生徒は市内の保育所・幼稚園、学校に通園・通学し、また和歌山市にある紀北支援学校や和歌山大学教育学部附属特別支援学校、広川町にあるたちばな支援学校などに通学しています。

特別支援学校の児童・生徒数の推移をみると、特に高等部へ進学する方が増加傾向にあります。

また、市内の小学校・中学校に通学し、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は概ね横ばいとなっています。

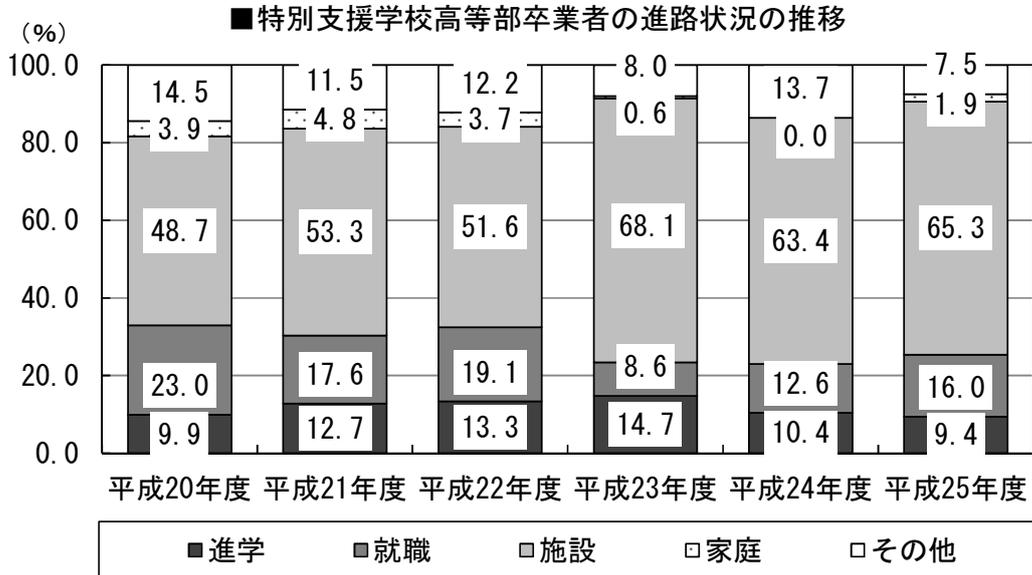


資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）



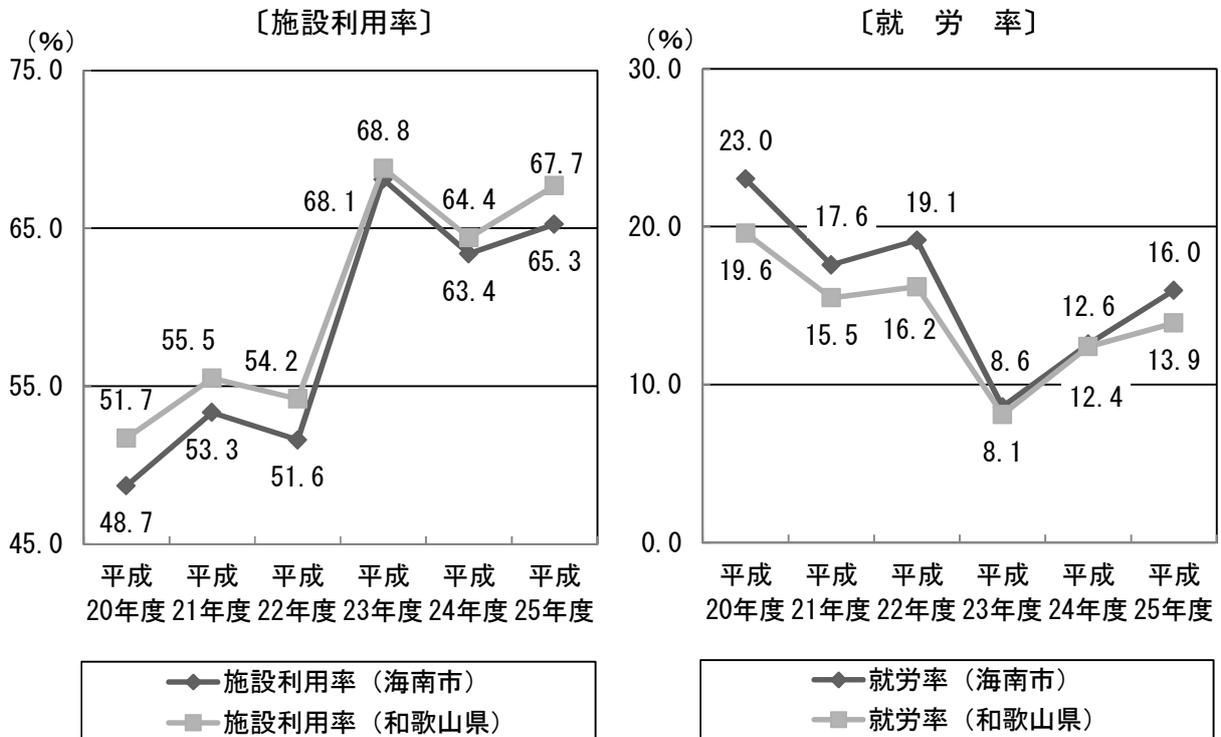
資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

特別支援学校高等部卒業者の進路状況の推移をみると、施設利用者が年々増加しています。平成25年度の施設利用率は65.3%で和歌山県（67.7%）と比べるとやや低く、また、平成25年度の就労率は16.0%で和歌山県（13.9%）と比べるとやや高い状況となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

■ 特別支援学校高等部卒業者の施設利用率と就労率の推移の比較



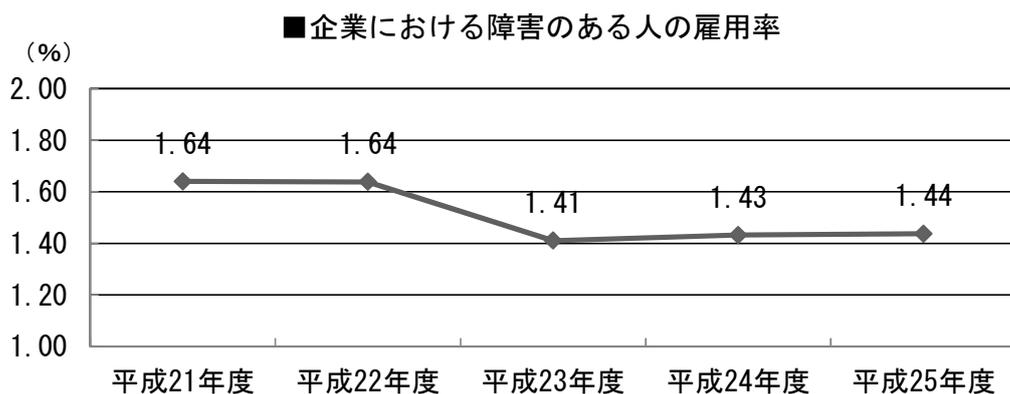
注：海南市、和歌山県ともに3月31日現在

資料：データからみる和歌山県の教育 2013 より、社会福祉課調べ

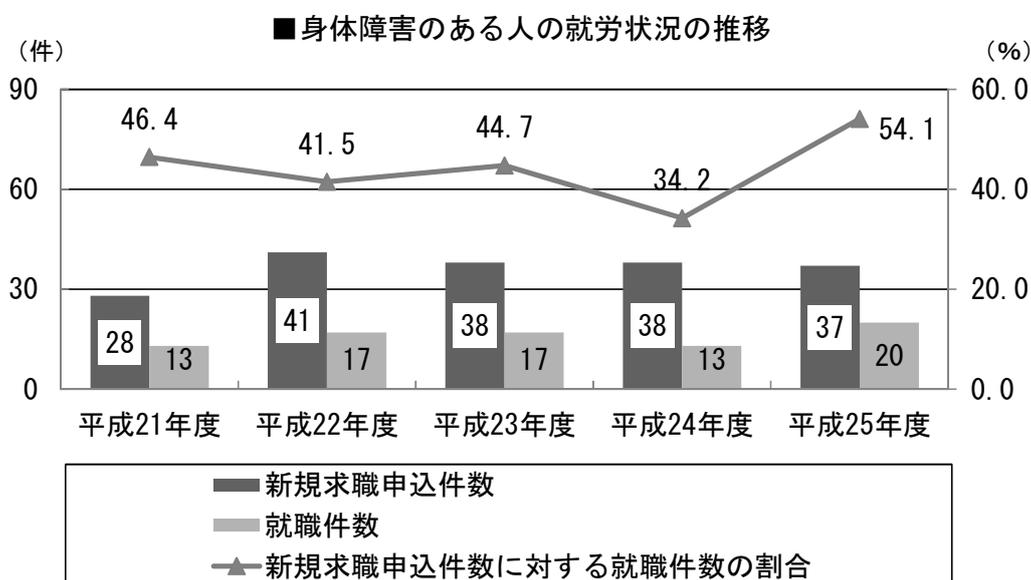
IV. 就労の状況

企業における障害のある人の雇用率の推移をみると、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて減少しています。『特別支援学校高等部卒業者の進路状況の推移』においても、就職の割合が平成 23 年度から減少しており、関連性があると思われます。

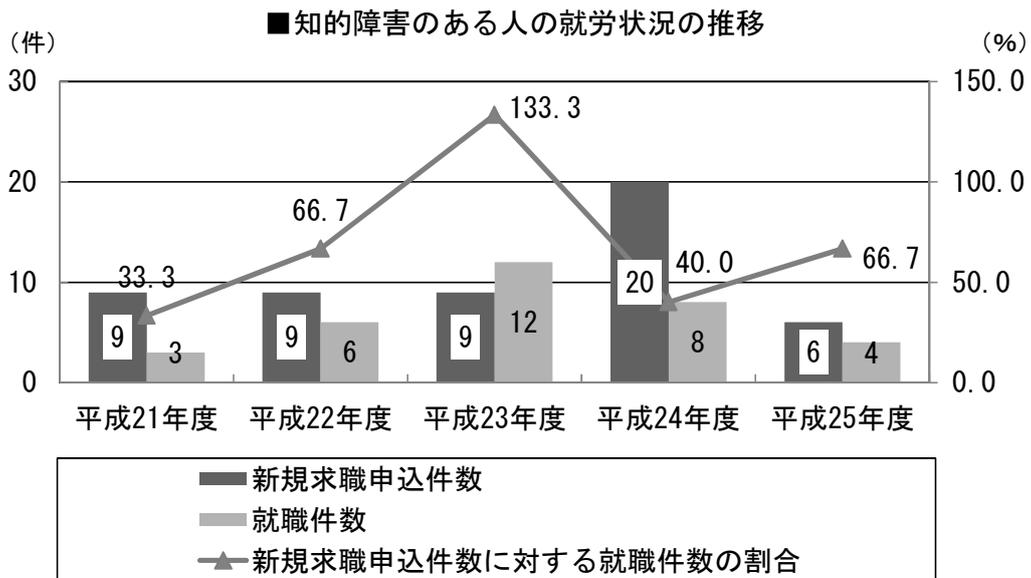
また、身体・知的・精神障害のある人の就労状況の推移をみると、平成 24 年度以降、新規求職申込件数に対する就職件数は3障害ともに下回っており、就労意向はあるもののなかなか就職に結びついていない状況となっていることがうかがえます。



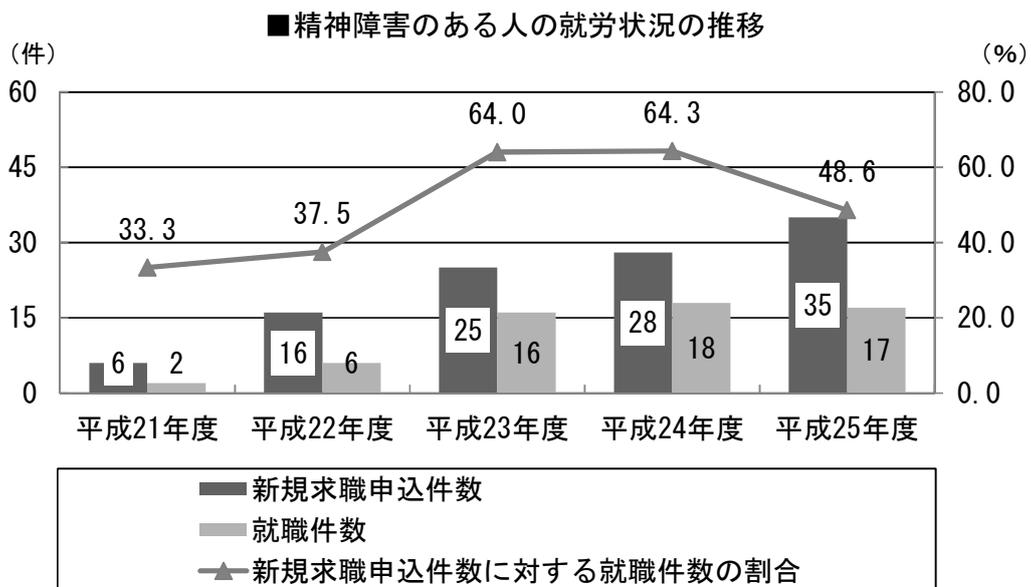
注：雇用率は、報告のあった企業に勤めている労働者数のうちの障害のある人の割合で求めている。
資料：ハローワークかいなん資料より



資料：ハローワークかいなん資料より



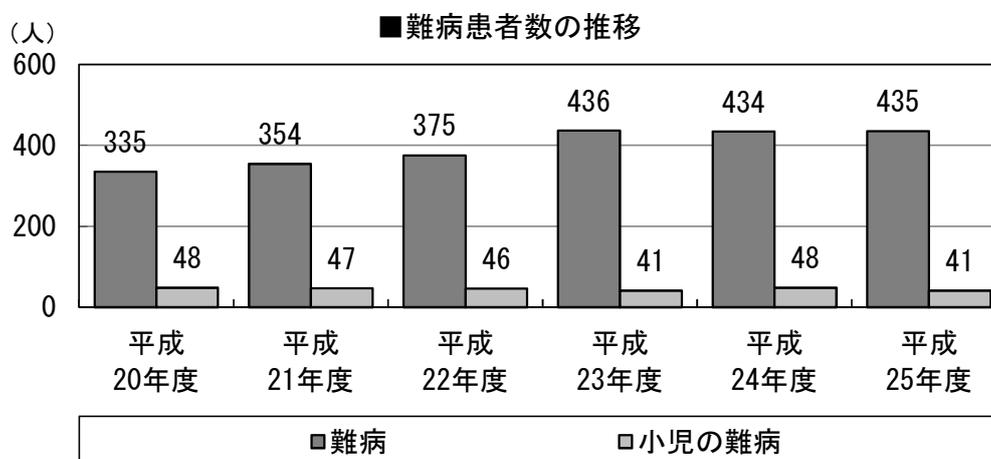
資料：ハローワークかいなん資料より



資料：ハローワークかいなん資料より

V. 難病患者の状況

国が定める難病の患者数は増加傾向にあります。一方で、小児の難病の患者数はやや減少しながら推移しています。



■ 難病医療受給者

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
潰瘍性大腸炎	72	73	74
パーキンソン病	89	82	79
全身性エリテマトーデス	39	38	38
後縦靭帯骨化症	16	13	13
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	37	33	33
サルコイドーシス	8	9	10
網膜色素変性症	6	7	7
上記以外	169	179	181
計	436	434	435

資料：海南保健所資料より（各年度3月31日現在）

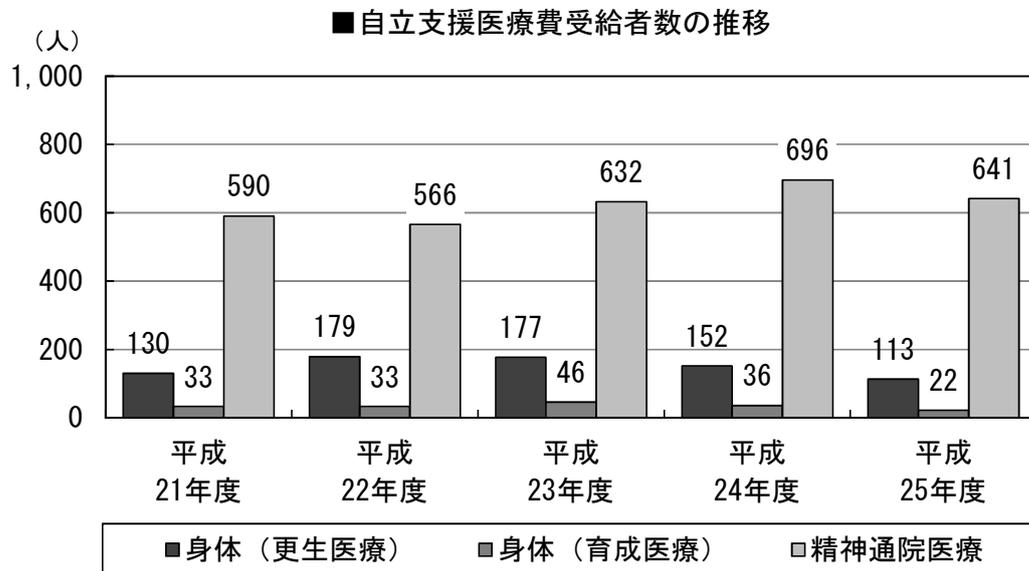
■ 小児の難病医療受給者

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内分泌疾患	19	21	20
慢性心疾患	2	2	1
慢性腎疾患	4	3	2
悪性新生物	2	4	4
先天性代謝異常	5	6	4
上記以外	9	12	10
計	41	48	41

資料：海南保健所資料より（各年度3月31日現在）

Ⅵ. 自立支援医療費

自立支援医療費受給者数の推移をみると、精神通院医療費の受給者数が、身体障害のある人を対象とする更生医療費の受給者数、障害のある児童を対象とする育成医療費の受給者数よりも多くなっています。



2. アンケート調査の実施

I. アンケート調査の目的

この調査は、本計画を策定するにあたり、障害のある人の実情やニーズ、さらには障害者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

II. アンケート調査の対象

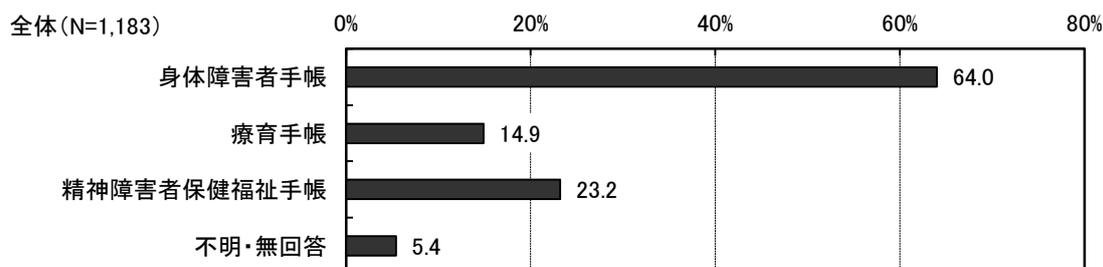
	障害のある人対象調査
調査対象者	○身体障害者手帳所持者 ○療育手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者
配布数	2,000 通
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	59.2%(1,183 通)
調査期間	平成 26 年 8 月 12 日～平成 26 年 8 月 26 日

- ◆ 回答結果数値の四捨五入や複数回答設問の回答などにより、合計が 100.0%にならないことがあります。
- ◆ グラフのN数は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

III. アンケート調査の結果（抜粋）

●手帳所持者

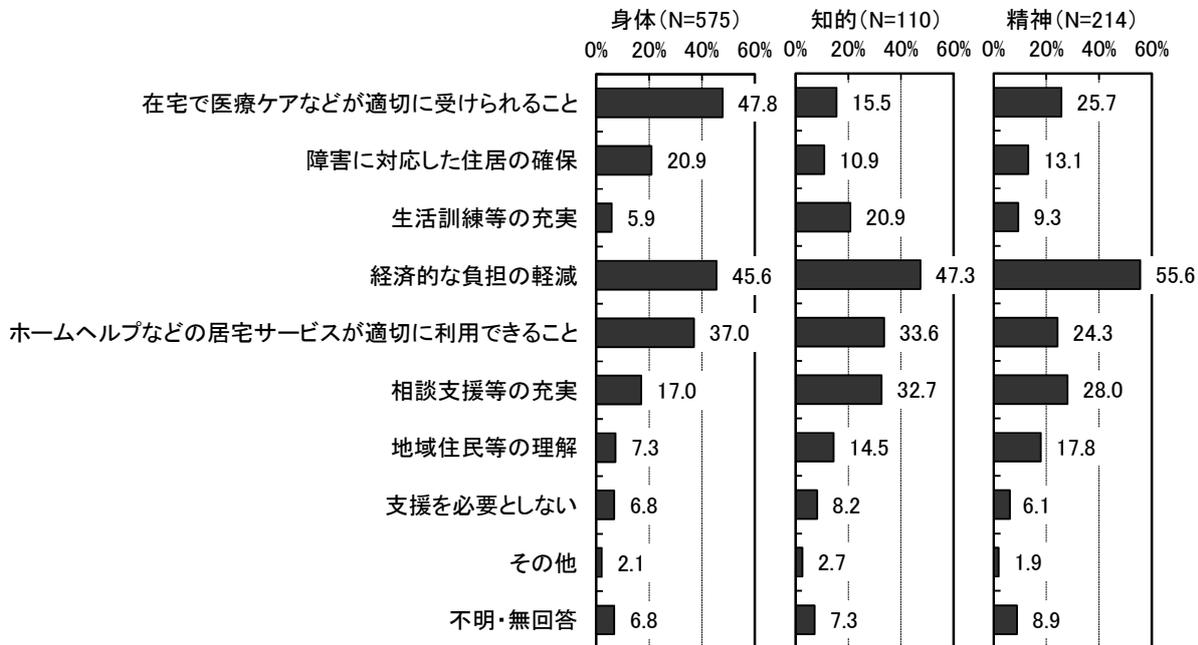
手帳の種類について、身体障害者手帳が 64.0%、療育手帳が 14.9%、精神障害者保健福祉手帳が 23.2%となっています。なお、複数の障害者手帳を重複して取得している人もいるため、合計値は 100.0%になっておりません。



くらし・住居のことについて

●在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思いますか（ひとりで暮らしたい、または家族といっしょに自宅で暮らしたい方）

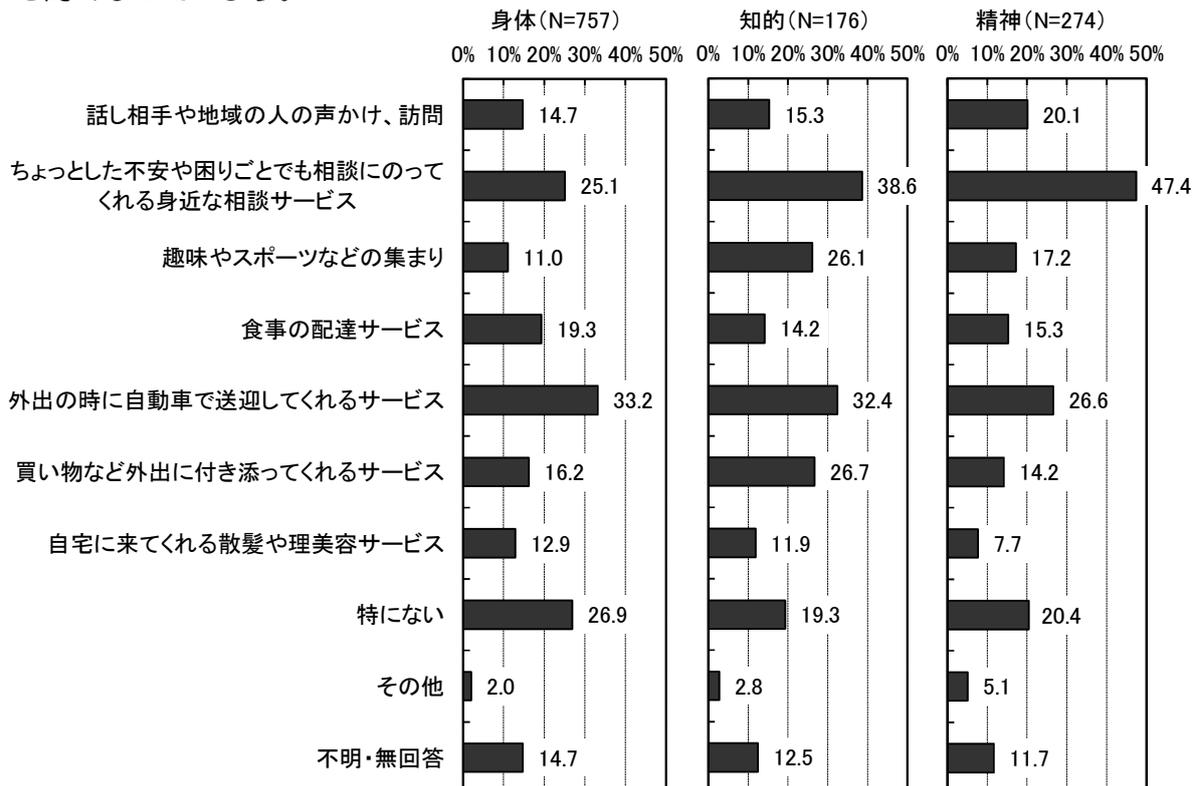
身体障害者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障害者・精神障害者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。



福祉サービスについて

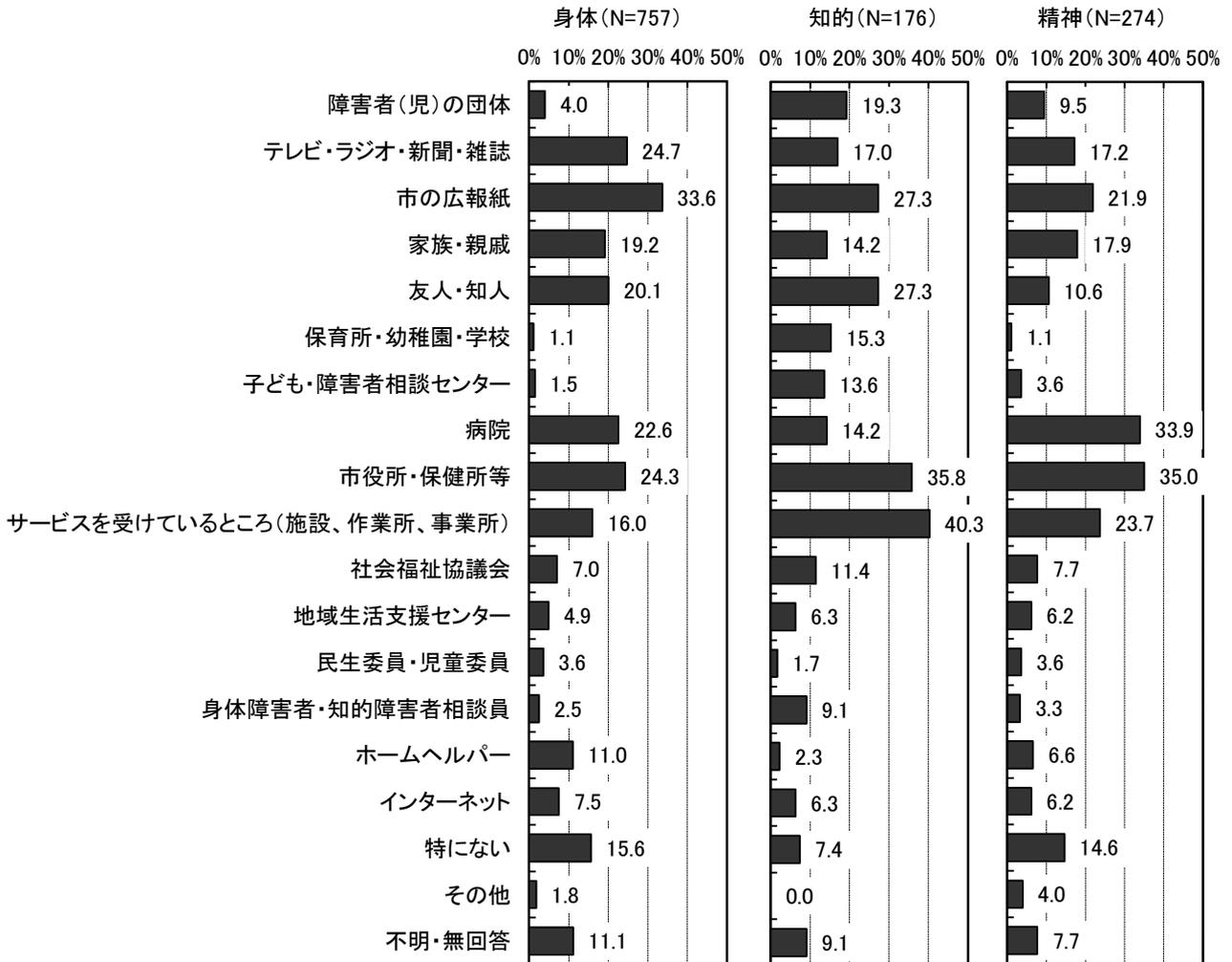
●現行のサービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか

身体障害者では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」、知的障害者・精神障害者では「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が最も高くなっています。



●サービスに関する情報をどこから入手していますか

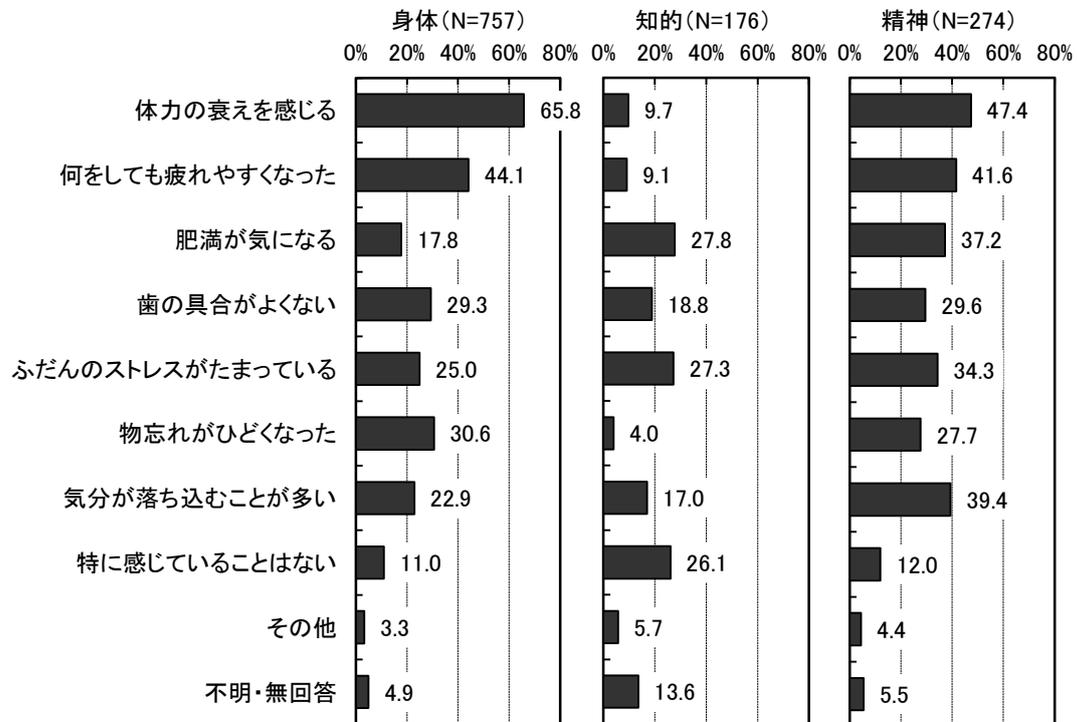
身体障害者では「市の広報紙」、知的障害者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、精神障害者では「市役所・保健所等」が最も高くなっています。



医療・保健について

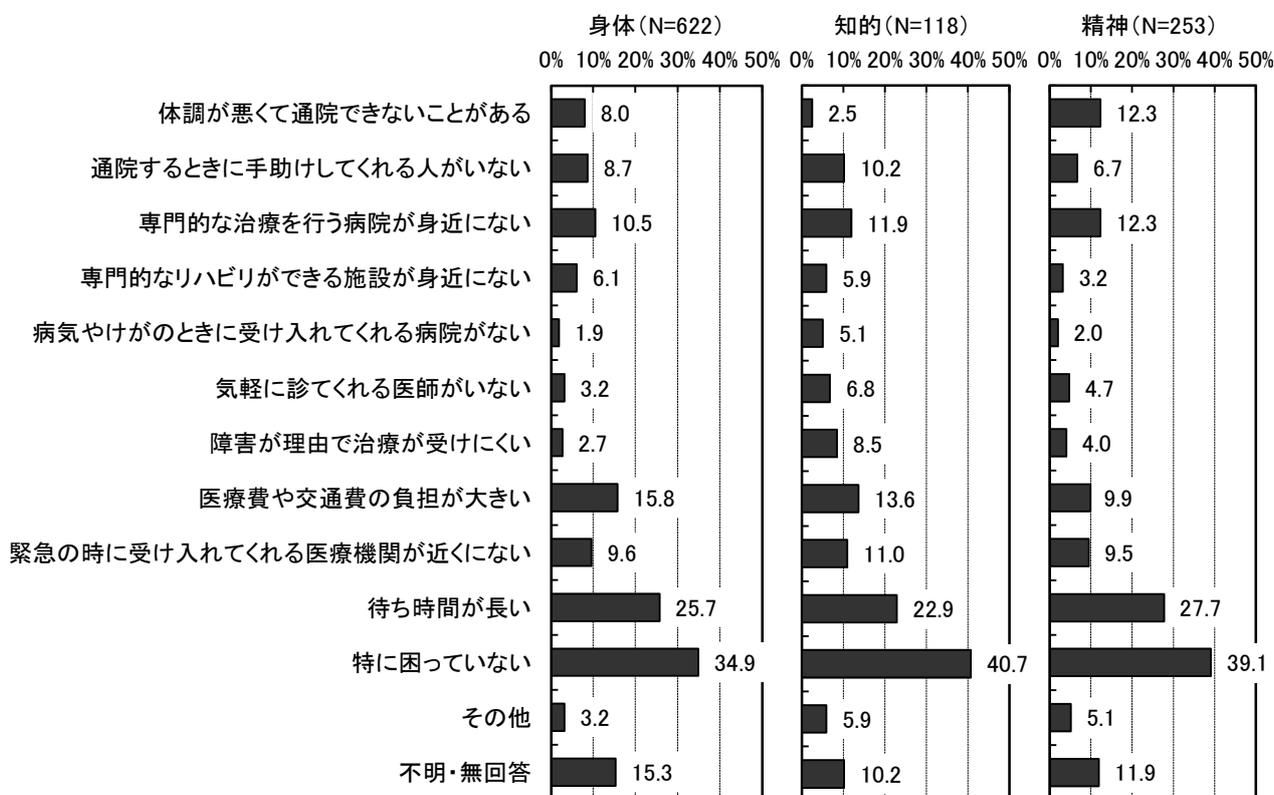
●最近の健康状態で、感じていることは何ですか

身体障害者・精神障害者では「体力の衰えを感じる」、知的障害者では「肥満が気になる」が最も高くなっています。



●通院して困っていることはありますか（通院している方）

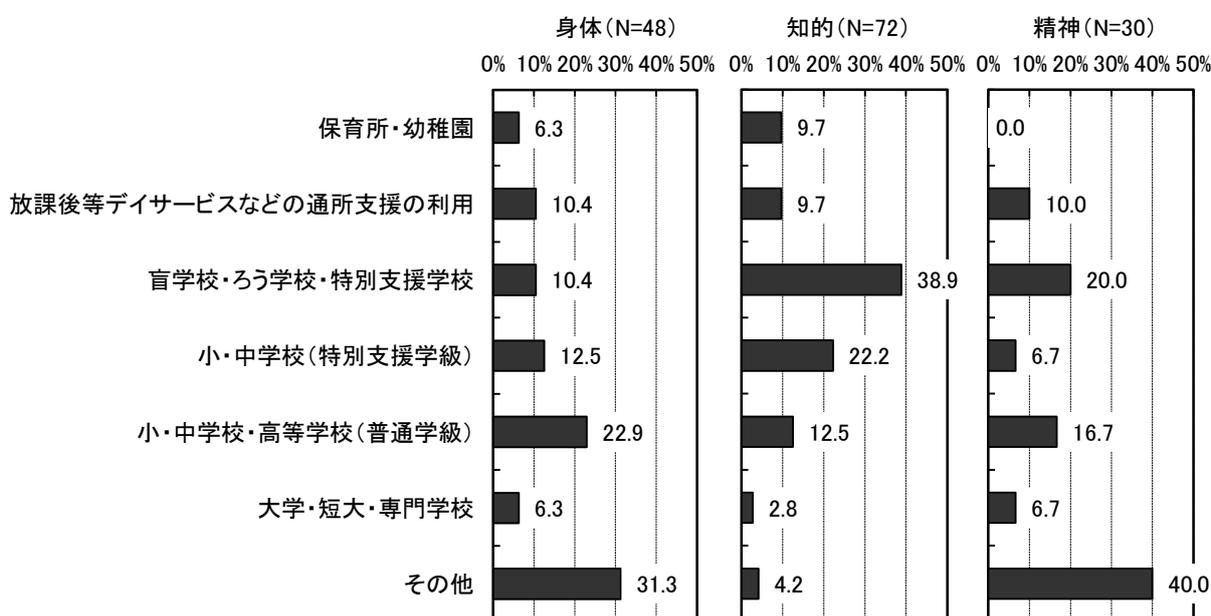
身体障害者・知的障害者・精神障害者とも、「特に困っていない」が最も高くなっていますが、困っていることとしては、「待ち時間が長い」「医療費や交通費の負担が大きい」「専門的な治療を行う病院が身近にない」などの声も、各障害者から聞かれます。



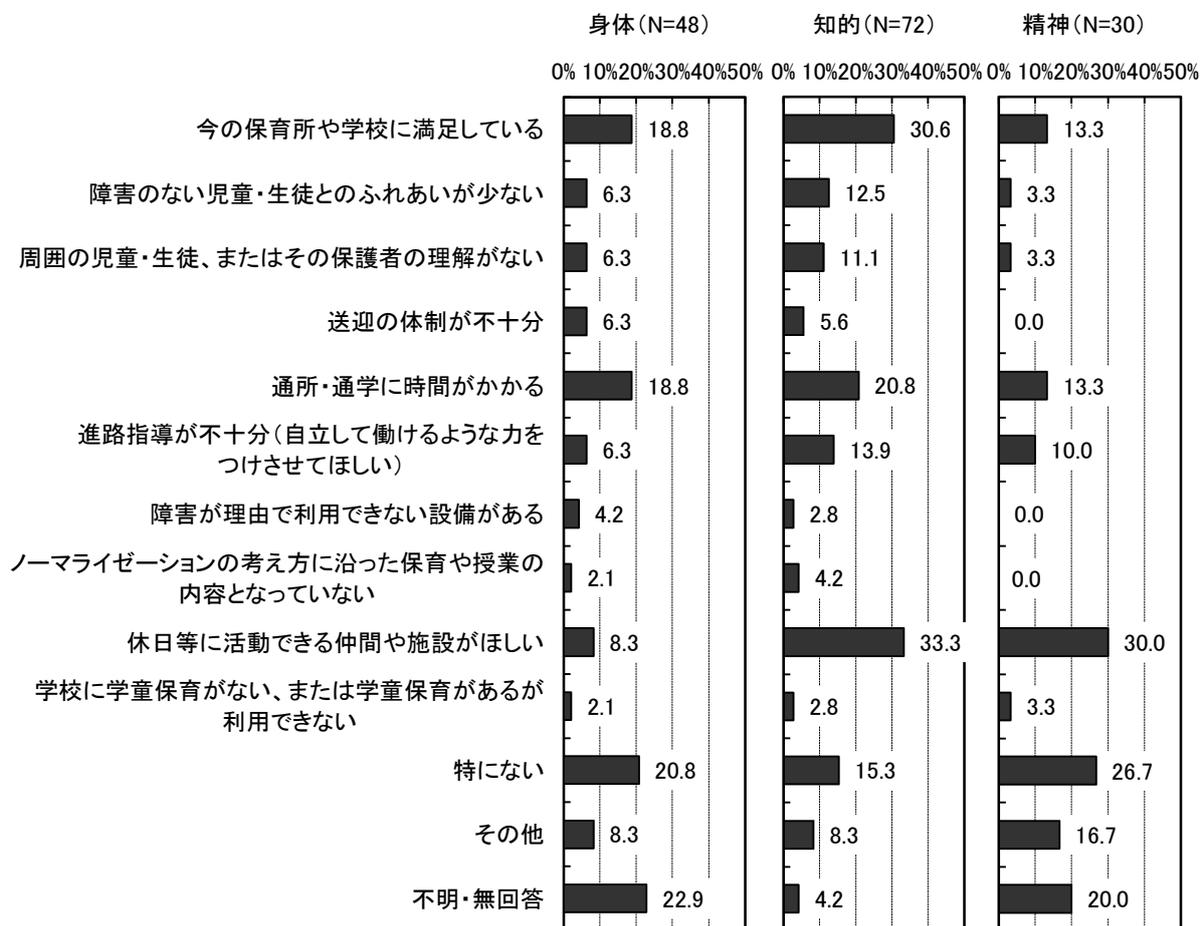
保育・教育について

●通所・通学・利用先（保育所や学校に通所・通学している方）

身体障害者では「小・中学校・高等学校（通常学級）」、知的障害者・精神障害者では「盲学校・ろう学校・特別支援学校」が高くなっています。



●通所・通学していて、感じていることは何ですか（保育所や学校に通所・通学している方）
 身体障害者では「特にない」が最も高くなっていますが、感じていることとしては「今の保育所や学校に満足している」、「通所・通学に時間がかかる」が最も高く、知的障害者・精神障害者では「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」が最も高くなっています。

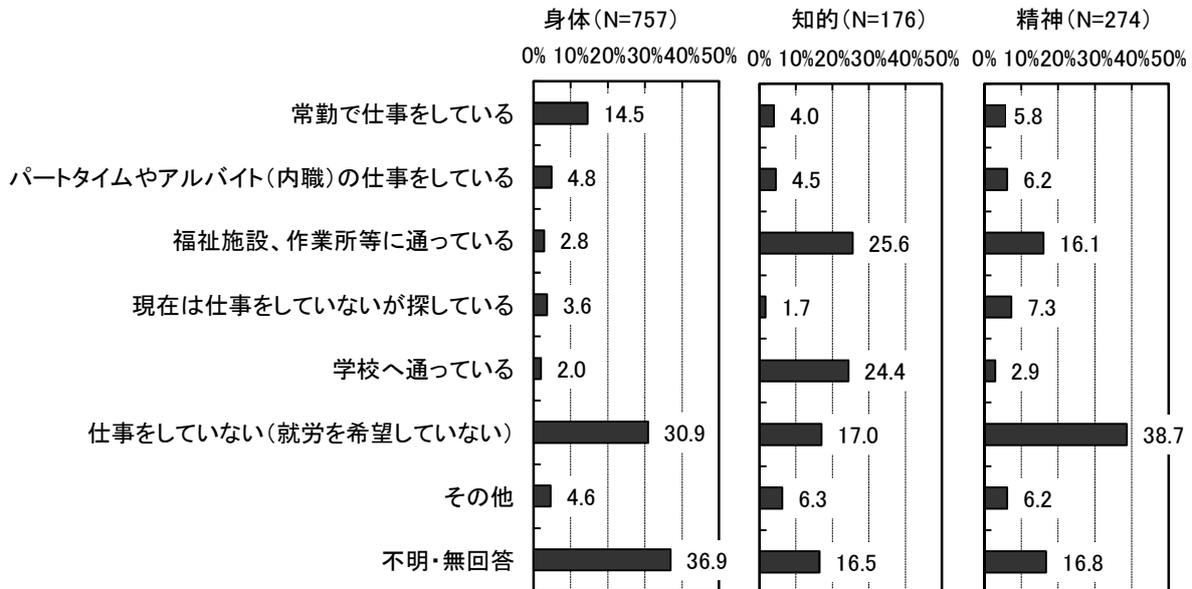


仕事について

●就労の状況や形態

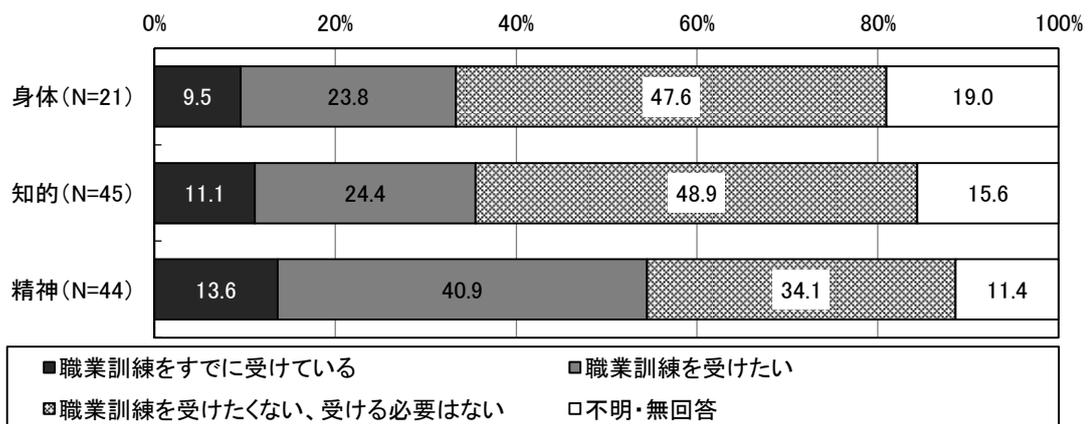
身体障害者・精神障害者では、何らかの形で仕事をしている人の割合が高く、身体障害者の就労形態では「常勤で仕事をしている」人は1割を超えています。

知的障害者では「福祉施設、作業所等に通っている」人の割合が最も高く、身体障害者・精神障害者と比べても高くなっています。



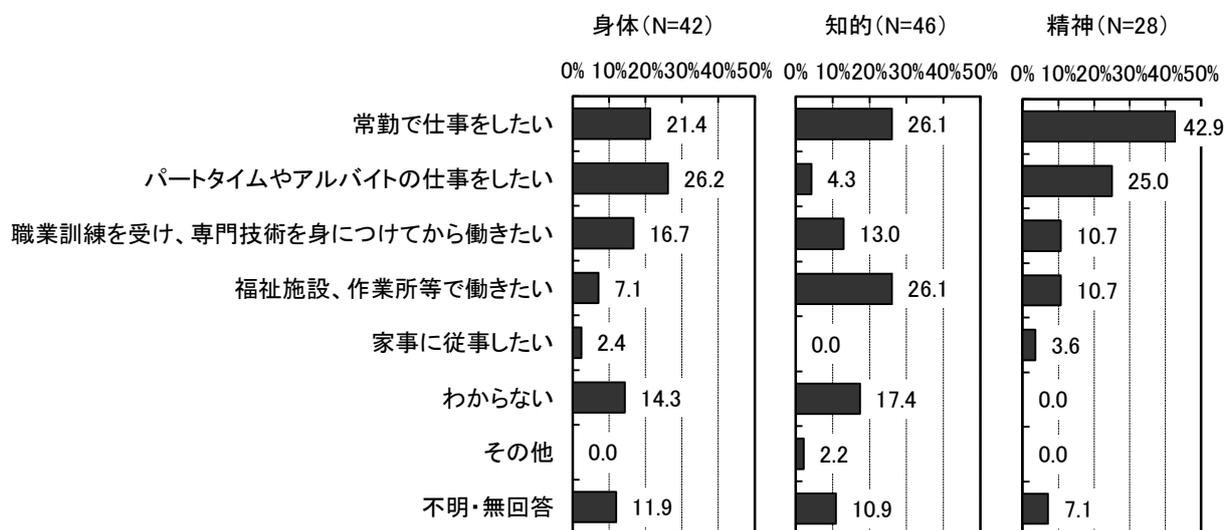
●今後、職業訓練を受けたいと思いますか（福祉施設、作業所等に通っている方）

「職業訓練をすでに受けている」人の割合は、身体障害者・知的障害者・精神障害者であまり差がみられませんが、「職業訓練を受けたい」人の割合は精神障害者で40.9%であり、身体障害者・知的障害者と比べて高くなっています。



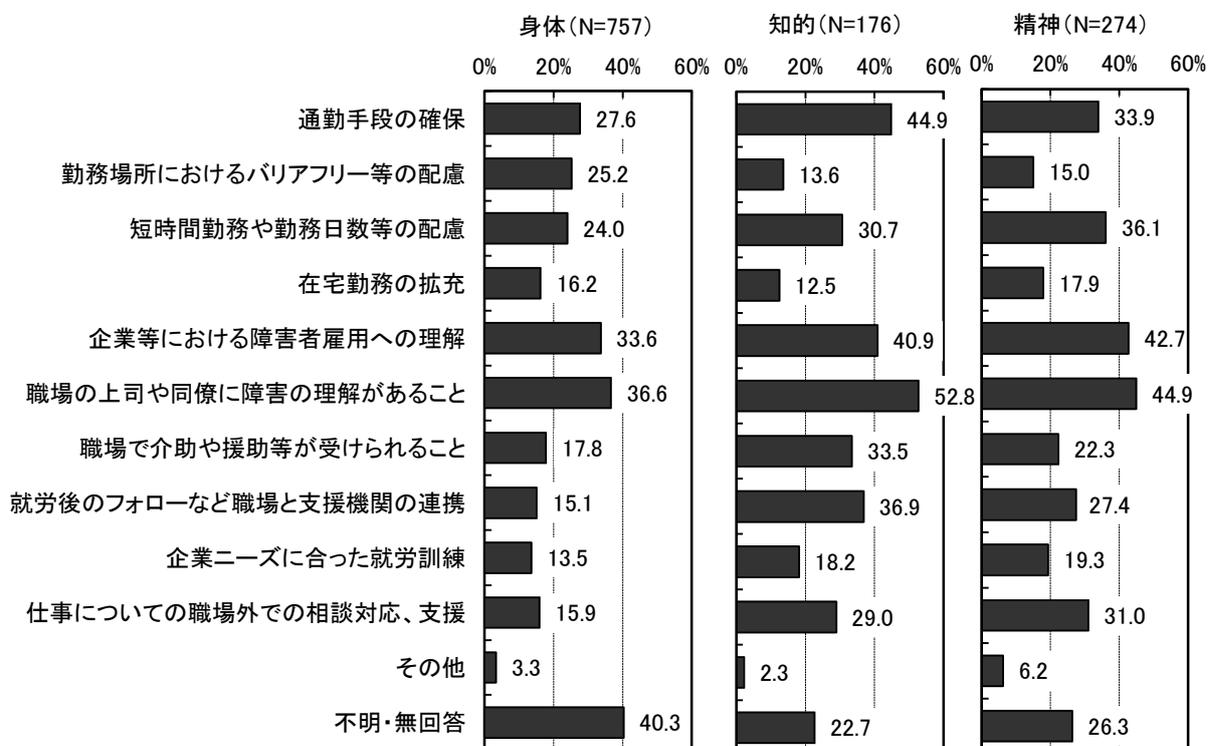
●今後、どのような形で働きたいと思いますか（現在は仕事していないが探している、または学校へ通っている方）

身体障害者では「パートタイムやアルバイトの仕事をしたい」、精神障害者では「常勤で仕事をしたい」が最も高くなっています。知的障害者では「常勤で仕事をしたい」「福祉施設、作業所等で働きたい」が最も高くなっています。



●障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高くなっています。

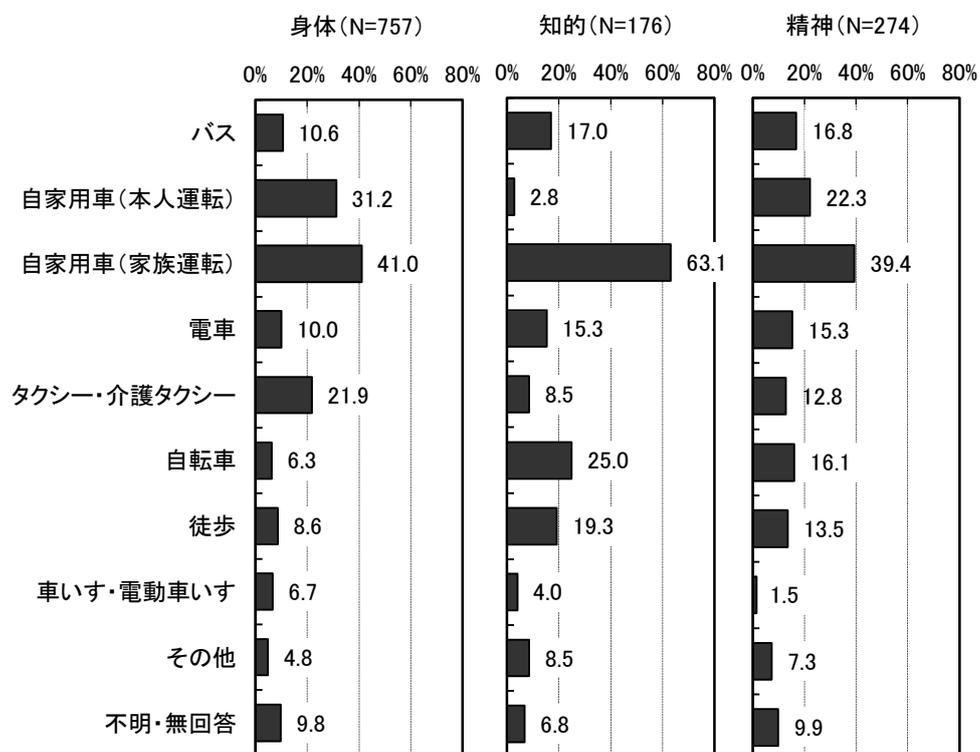


生活全般について

●通勤や通学、施設や病院への通院など、外出する際の交通手段は何ですか

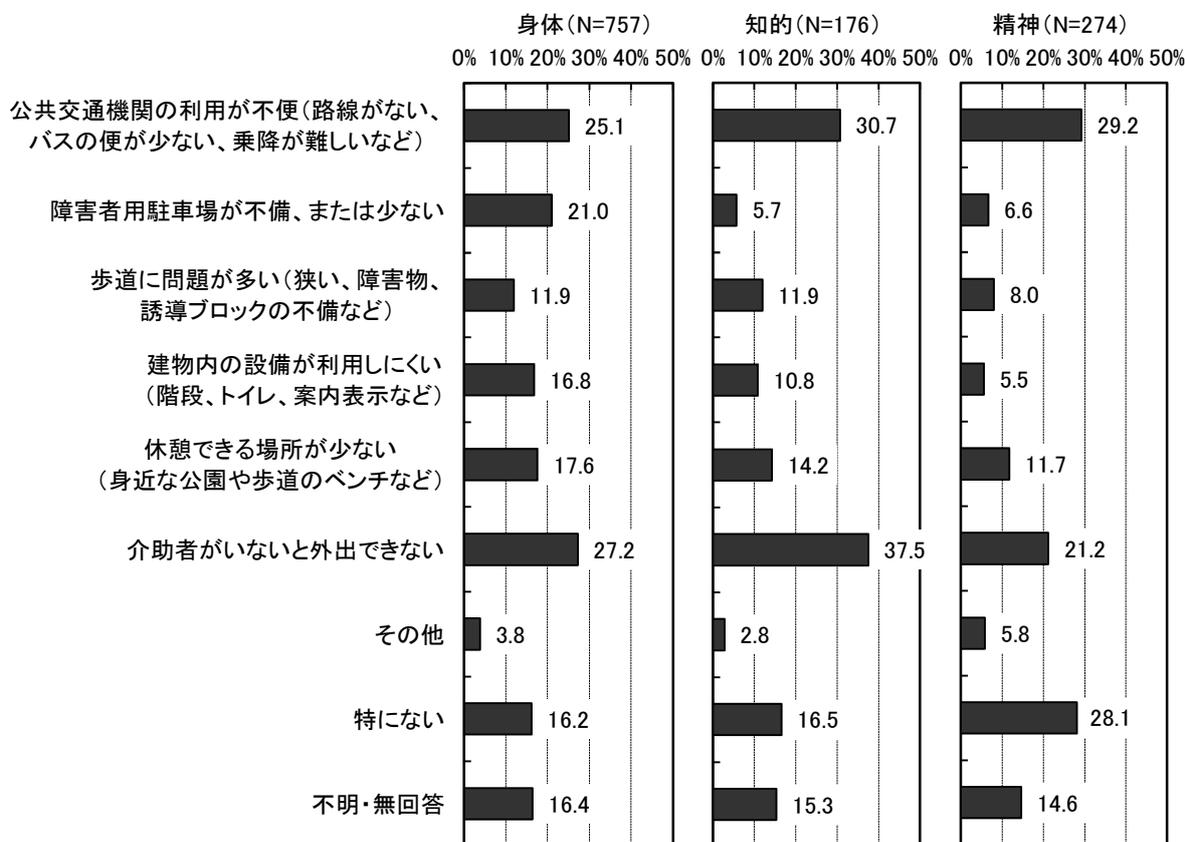
身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに「自家用車（家族運転）」が最も高くなっています。

身体障害者・精神障害者では「自家用車（本人運転）」の割合も比較的高くなっています。



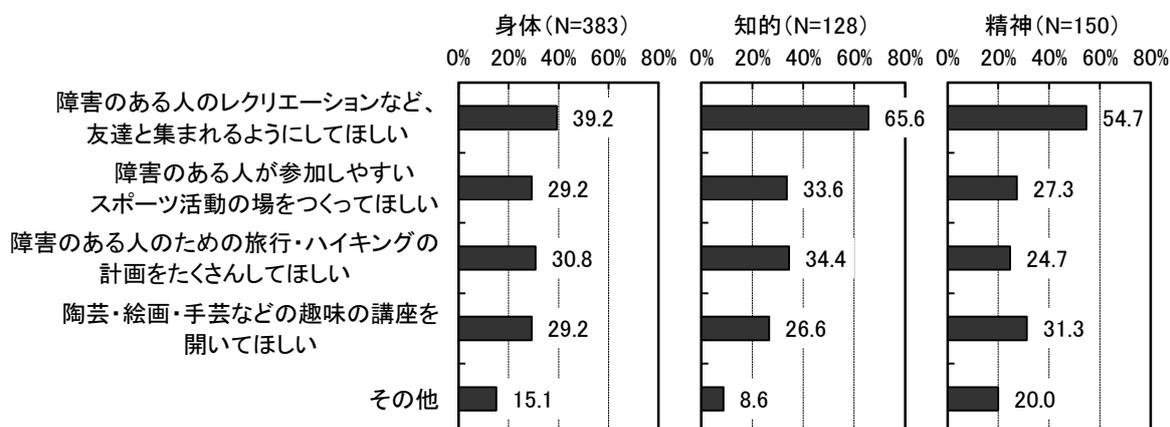
●外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか

身体障害者・知的障害者では「介助者がいないと外出できない」、精神障害者では「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が最も高くなっています。



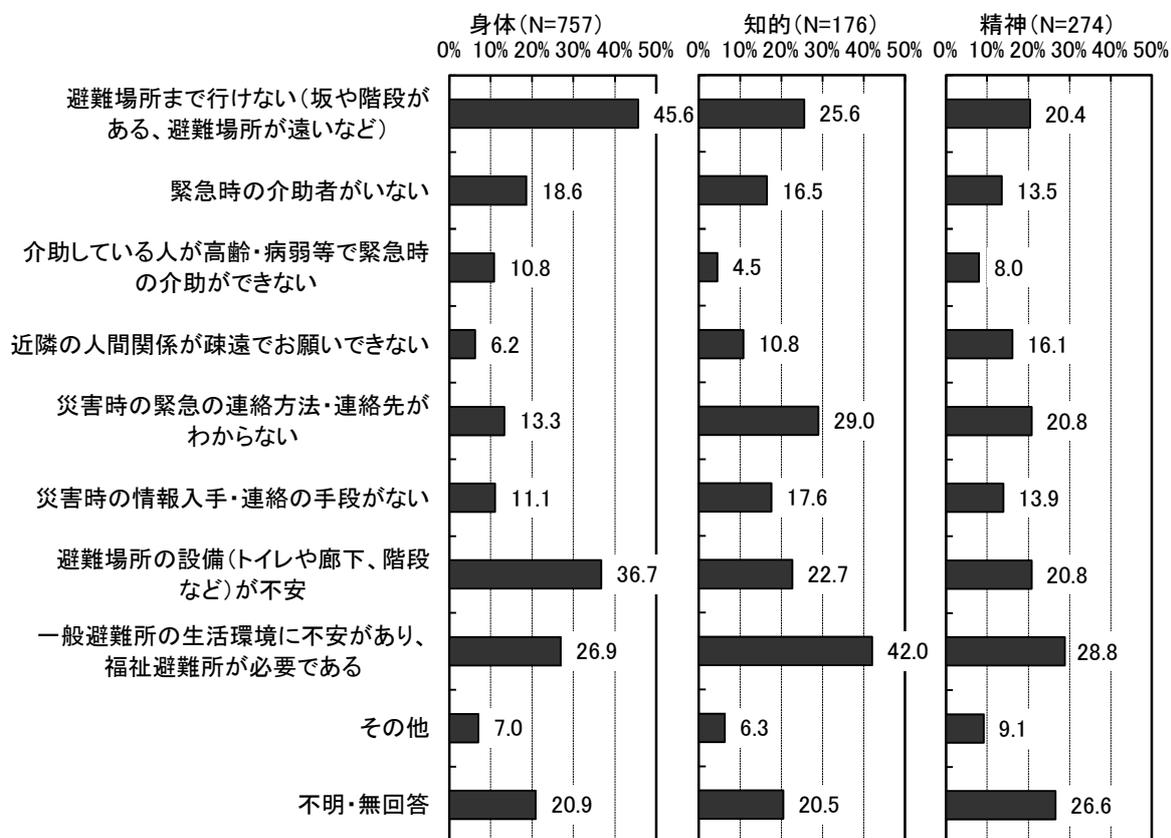
●これから地域における障害のある人のレクリエーション・文化活動・スポーツ活動についてやってほしいものは何ですか

身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに「障害のある人のレクリエーションなど、友達と集まれるようにしてほしい」が最も高く、特に知的障害者・精神障害者では5割以上となっています。



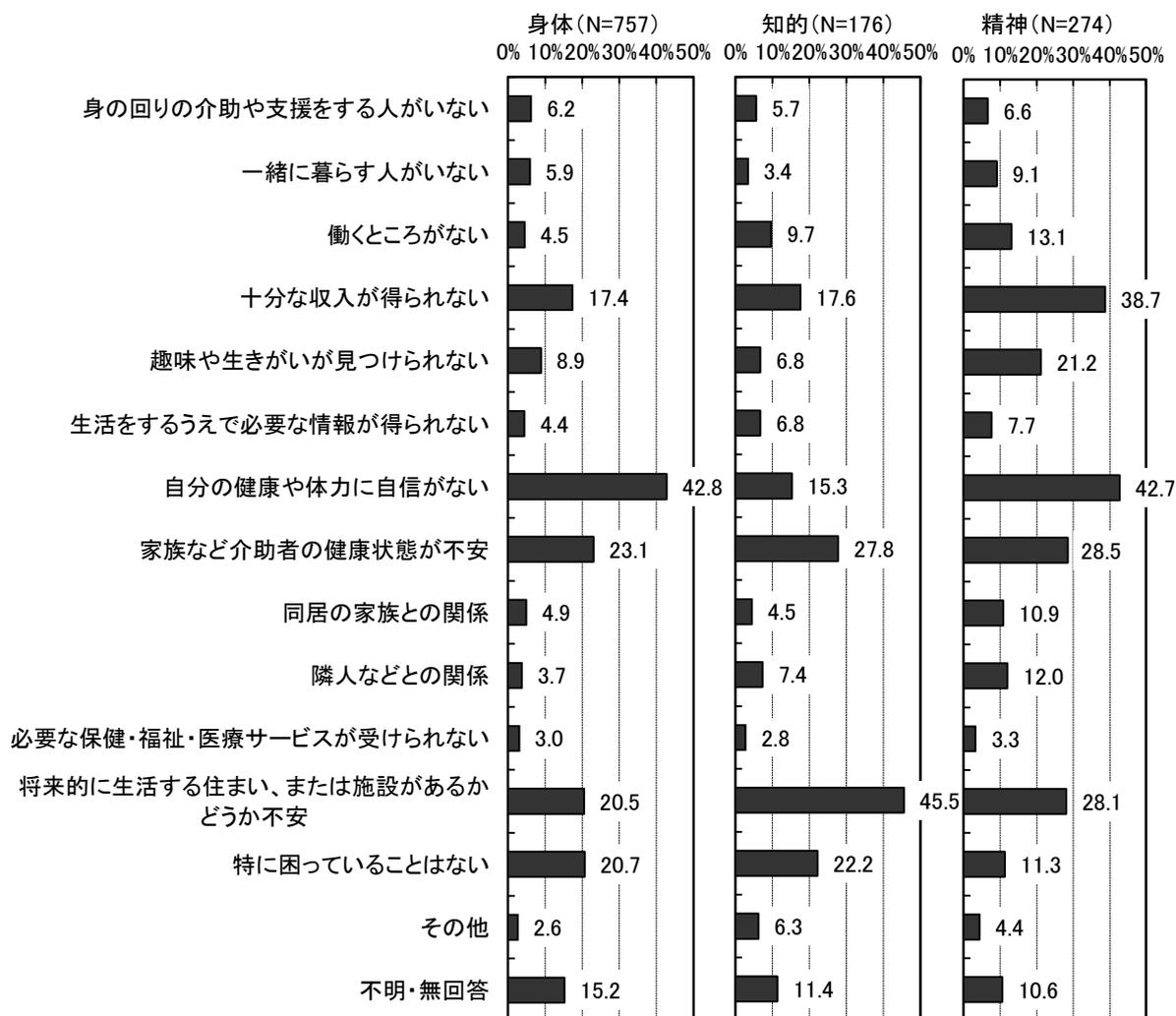
●地震など災害発生時に、あなたが避難するのに困ることは何ですか

身体障害者では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が最も高く、知的障害者・精神障害者では「一般避難所の生活環境に不安があり、福祉避難所が必要である」が最も高くなっています。



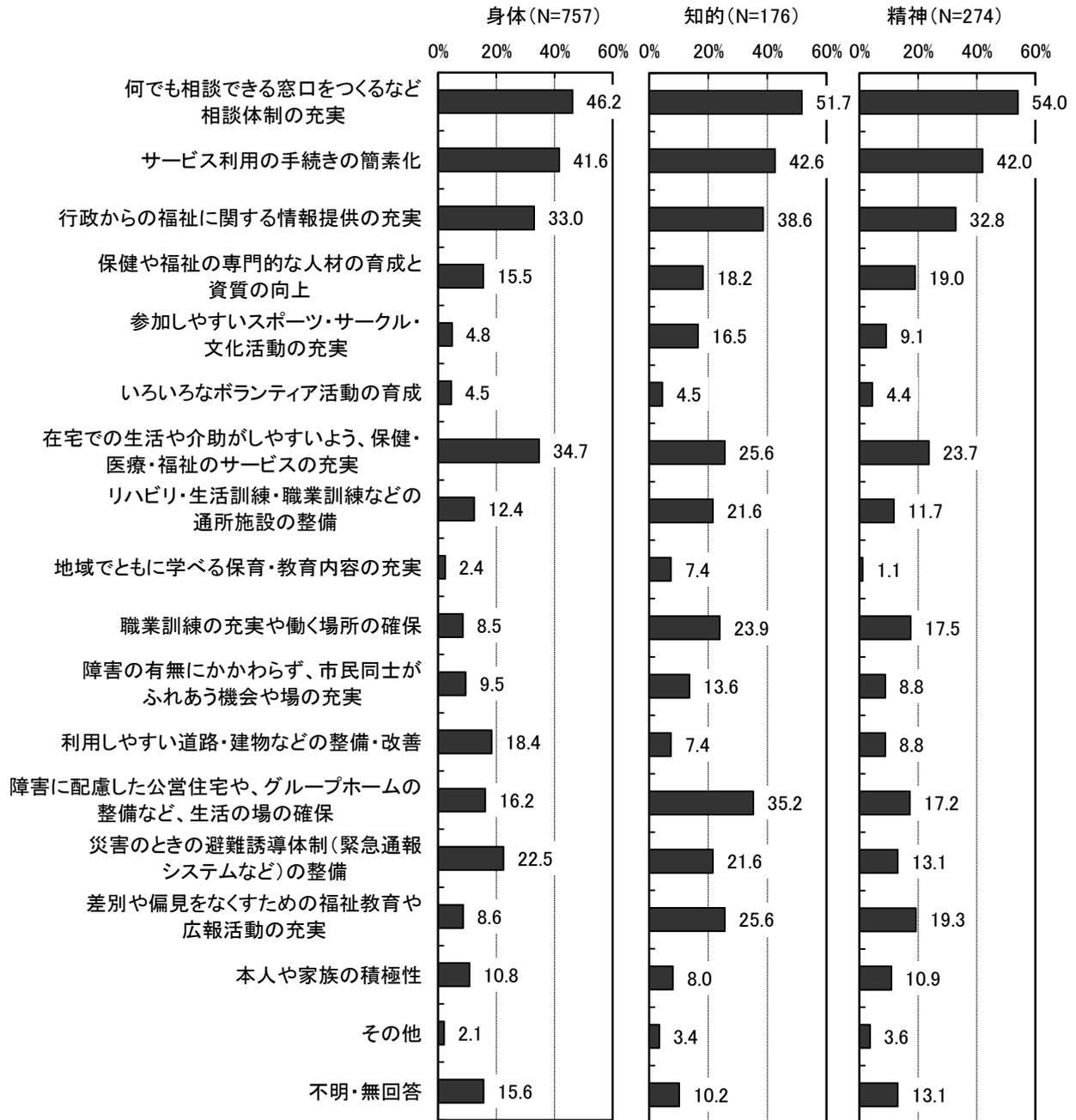
●現在の生活で困っていることや不安に思っていることは何ですか

身体障害者・精神障害者では「自分の健康や体力に自信がない」、知的障害者では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高くなっています。



●障害のある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか

身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。



3. 関係団体へのヒアリング調査の実施

I. ヒアリング調査の目的

この調査は、本計画を策定するにあたり、現場でさまざまな活動をされている団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本市で暮らす上での課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

II. ヒアリング調査の対象

対象団体
◆海南海草精神障害者家族会「紙ふうせん」
◆海南市障害児者父母の会（海南支部、下津支部）
◆海南たんぼぼの会
◆海南市身体障害者連盟

III. ヒアリング調査の結果（抜粋）

●生活支援

- ・高校卒業後や、障害のある人の親の高齢化に対応するため、ショートステイや日中一時預かり、グループホームを増やしてほしい。
- ・市内のより身近な場所に、訪問系サービスを充実させる必要がある。
- ・障害のある人が地域で自立できるよう、在宅サービスや相談支援体制の充実強化が必要である。
- ・夜間や緊急時、または日常的に専門家へ気軽に相談でき、すぐ対応してもらえる場があると安心できる。

●保健・医療

- ・言語、作業訓練できるところを増やしてほしい。
- ・学校における保健室の機能や相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー、臨床心理士などの専門家を含む学校サポートチームの設置及び派遣の実施など、障害のある児童及びその家族への支援を強化する必要がある。
- ・引きこもりの人に対して、訪問支援などの強固なチーム体制による支援が必要である。

●教育、文化芸術活動・スポーツ等

- 各種の障害者スポーツでできるだけ多くの参加を得るため、その事業の広報活動とスポーツを行う会場までの移動手段を、行政の方で実施してほしい。
- ゆうゆうスポーツクラブなどに、障害のある人が年齢制限なく生涯スポーツが楽しめる場がほしい。
- 教育委員会は、精神疾患を正しく理解するための研修などを行ってほしい。一人ひとりの教師が統合失調症、うつ病、療育などを理解することで問題の早期解決につながる。
- こころの病は思春期ごろから発症しており、不登校、引きこもりなどが精神病へのトリガーになりかねない。教師自身が精神病の知識を身につけることや、学校内に精神保健福祉士などいることで、問題の早期発見、解決につながる。
- 障害のある人が地域の方と関わる機会となるよう、行政、事業団、実施団体や協会が連携し、地域支援協議会などでの取り組みを呼びかけてほしい。
- 一人で出かける機会がないため、知的障害のある人・児童の社会参加を目的としたレクリエーション・スポーツ大会の開催をお願いしたい。

●雇用・就業、経済的自立への支援

- 障害のある人が就業を続けられるように、両親への啓発も必要である。
- 雇用者の方には、雇用、就業、通所などの場面で、居場所の保障と個別の発達課題を視点においた指導をお願いしたい。
- 就労後に調子を崩して離職することがないように、就労後のサポート体制を強化してほしい。
- 一般就業・就労継続支援A・B型について、行政と事業所の連携を密にして、より一層の取り組みをお願いしたい。
- 受給された年金では、生活するのもやっとである。健康で文化的な生活を送れる保障をお願いしたい。

●生活環境

- 市内の道路及び歩道が車椅子走行をするには不便である。特に、車いすが一人で安全に走行できる場所は公共施設の建物内ぐらいしかなく、早急な改善が必要となっている。
- ソフト面、ハード面ともに、障害のある人が安全に自立して暮らしていくための地域理解が少しずつ進んでいるが、まだまだ行動範囲は限られている。公共交通機関も気軽に利用できず、車いすでも利用しやすいコミュニティバスの導入・充実を求めてほしい。
- グループホーム設置の促進や運営事業所への支援を図り、障害のある人が自立できるように促していくことが大切である。

●情報の利用しやすさ

- 地域の学校入学後、保健師とのつながりがなくなり、サービスの情報が届きにくくなったため、ダイレクトに届く工夫をしてほしい。
- 学校以外の相談機関の情報がほしい。
- 障害のある人と、そうでない人が共生できる社会をめざした広報活動が望まれる。

●安全・安心

- 災害時に備えて、障害のある人の把握に努めてほしい。
- パニックで通常の避難所に入れない場合の対応を計画してほしい。災害時の指定避難場所は、精神障害のある人にとって居づらく、安心して避難できるよう適当な作業所を避難場所に指定するなどの対応が必要である。
- 精神障害のある人が、詐欺などの犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることのないように、市と海南市社会福祉協議会が連携して権利擁護などの取り組みが必要である。

●差別の解消

- 聴覚に障害のある人が利用できない施設、遊具などが未だにあり、市民からの抗議が活かされていない。改善が必要である。
- 障害のある人への差別や権利侵害は、日常的に起こっているのが、残念ながら現実だと思う。市内全体で、小さいころからの「共育」や、年代別の人権啓発の取り組みが必要である。
- 障害のある人への正しい知識と理解を深められるよう、ハンドブックの作成などによって啓発・広報活動の展開を図ってほしい。
- 権利擁護事業についての内容を、さらに浸透させる必要がある。
- 障害者差別解消法に基づき、合理的配慮に関わる具体的な対応を定めていただきたい。

●行政サービスなどにおける配慮

- 作成した計画を目にすることが少ないので、各支所や公民館などに置いて、周知もお願いしたい。
- 精神障害者は信頼関係を築くのに時間がかかる。そのため、精神障害のある人に関係する職務は専門職化してほしい。
- 何の行事をするにしても障害のある人の場合送迎が必要であり、行政からマイクロバスを購入してもらうようお願いしたい。

4. 海南市における課題と基本的な視点

1. 差別の解消及び権利擁護の促進

アンケート調査をみると、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が必要と感じている人が、身体障害者では8.6%、知的障害者では25.6%、精神障害者では19.3%となっており、市民の障害や障害のある人に対する理解が十分でない状況がうかがえます。

関係団体へのヒアリング調査でも、「障害のある人への正しい知識と理解を深めてもらえるよう、ハンドブックの作成などによって啓発・広報活動の展開を図ってほしい」との意見もありました。

このような状況を踏まえ、今後はより一層、障害や障害のある人への理解を深めるための取り組みを積極的に進めていくとともに、今まで支援のはざまに置かれがちであった発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病患者などについて、その家族も含めて、障害の特性等の理解を深めていくことが必要です。

関係団体へのヒアリング調査で、「権利擁護事業についての内容を、さらに浸透させる必要がある」との意見もあり、障害のある人の権利を守る取り組みとして、成年後見制度等の権利擁護のための制度・事業の利用促進と普及に努めることが必要です。

障害のある人も、そうでない人も共生して本市の中で暮らしていくためには、互いに理解し合うことができるような環境づくりを展開することが必要です。

2. 地域での生活の支援

アンケート調査をみると、生活における不安や困りごとについて、身体障害者・精神障害者では、「自身の健康や体力に自信がない」、知的障害者では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」との意見が多くありました。

また、在宅生活での支援について、身体障害者では、適切な医療ケアや福祉サービスが受けられること、知的障害者・精神障害者では経済的負担軽減を望む意見がありました。

さらに、身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに、何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実やサービス利用手続きの簡素化、福祉に関する情報提供の充実を求める意見が多くありました。

関係団体へのヒアリング調査では、家族等介助者にも配慮した福祉サービスの充実や障害のある人が地域で自立できるよう在宅サービスや相談支援体制の充実強化を求める意見がありました。

このような状況を踏まえ、障害のある人の地域生活をより効果的に支援するため、それぞれの障害特性に応じて相談や福祉サービスを受けることができるよう支援体制の充実を図ることが必要です。

3. 障害のある児童・生徒などへの支援

アンケート調査をみると、「今の保育所や学校に満足している」との意見があり、学校などでは障害や障害のある人への認識や理解を得られていますが、学校を卒業しても、社会の中で周囲からの孤立感や無理解を感じることはないよう、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学べる仕組みづくりを推進することが必要です。

関係団体へのヒアリング調査では、思春期からのこころの病を予防するため、統合失調症、うつ病などの精神疾患を教員が正しく理解するための研修の実施、学校への精神保健福祉士やスクールカウンセラー、臨床心理士などの専門家の設置及び派遣を望む意見があり、精神疾患などの発症に対する予防や早期発見・早期対応ができるよう取り組む体制づくりが必要です。

このような状況を踏まえ、「ソーシャルインクルージョン」（障害の有無に関わらず、すべての人々を社会の構成員として支え合う、という概念）に基づいて、療育・教育・保育が連携し、支援していくことが必要です。

4. 就労や地域活動による生きがいつくり支援

アンケート調査をみると、「常勤で仕事をしている」との回答もありましたが、知的障害者・精神障害者では「福祉施設、作業所等に通っている」の割合が依然として高くなっています。将来、常勤やパートタイム等での仕事を望んでいる人が多く、関係団体へのヒアリング調査では、一般就労に限らず就労継続支援の充実を求める意見がありました。

またアンケート調査をみると、障害のある人が働くためには「職場の上司や同僚に障害の理解があること」や「企業等における障害者雇用への理解」などが必要であると考えている人が多く、関係団体へのヒアリング調査では、就労後のサポート体制の強化についての意見がありました。

働くことは、自分の力を社会の中で発揮し、日々の生活の中で生きがいを感じることができる機会の一つであり、障害のある人一人ひとりがその適正と能力に応じて、可能な限り雇用・就労の場に就くことができるように支援していくとともに、企業や事業所に対し理解と協力を求めていくことが必要です。

次に、アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査をみると、障害のある人のレクリエーションをはじめ、文化芸術活動やスポーツ活動の機会を求める意見が多くありました。

文化芸術やスポーツ・レクリエーション活動への参加は、障害のある人に限らず、自己の能力の発揮や生きがいつくりにより有意義であることから、楽しく参加し、さまざまな人と交流できる機会を提供することが必要です。

5. 安全・安心な環境づくり

アンケート調査をみると、「公共交通機関の利用が不便」、「災害時に避難場所まで行けない」との意見があげられるとともに、家族やヘルパーなどの介助者がいないと外出できない人もおり、緊急時だけでなく、平常時においても移動を支援するサービスの充実を図ることが必要です。

関係団体へのヒアリング調査では、災害時に備えて、要配慮者となる障害のある人の情報の把握や、福祉避難所などの安心して避難できる場所の確保を求める意見があり、災害時の迅速な避難や避難生活に支障のないよう、避難行動要支援者台帳の整備や福祉避難所の指定・運営の充実を図ることが必要です。

また、生活環境では、障害のある人が、車いすで安全に移動できる歩道整備や利用しやすい公共交通機関の充実を求める意見や、詐欺などの犯罪や消費トラブルに巻き込まれることのないような取り組みを求める意見がありました。

このような状況を踏まえ、障害のある人が、安心して暮らせるまちづくりを実現するため、障壁（バリア）を取り除くとともに、災害時や平常時の援護・支援体制の充実に向けた取り組みが必要です。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らせる 障害者福祉の充実

障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」と規定されています。本市においても、障害のある人も各々が地域社会を形成する一員としてその個性が尊重され、自己の選択と自己の決定により、地域のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援していくことが必要です。

これまでに、障害や障害のある人への理解や認識は広まりつつありますが、障害のある人が地域社会で自立し、自由に社会参加できるようになるためには、地域社会のシステムを障害のある人のみならずすべての市民が利用しやすいようにする必要があります。

そのために、障害のある人への支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、市民をはじめ、企業、行政、団体、医療機関など地域全体の理解・協力のもとで一人ひとりの状態や状況に応じて受けることができるよう、平成19年3月に策定した第1期障害者基本計画の基本理念を引き継ぐこととし、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」とします。

2. 施策体系

基本
理念

住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実

【第2期海南市障害者基本計画】

基本方針	施策の内容
第1章 差別の解消及び権利擁護の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由とする差別の解消 2. 福祉教育の推進 3. 権利擁護の促進
第2章 地域での生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域で支える基盤づくり 2. 在宅福祉サービスの充実 3. 居住支援の充実 4. 保健・医療の充実 5. 相談体制の充実 6. 情報・コミュニケーションの充実
第3章 障害のある児童・生徒などへの支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育・教育における支援体制の充実 2. 障害のある児童への療育の充実 3. インクルーシブ教育システムの構築
第4章 就労や地域活動による生きがいがづくり支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就労支援体制の確立 2. 就労の場の確保 3. 文化芸術活動、スポーツなどの振興
第5章 安全・安心な環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移動交通支援の充実 2. 福祉のまちづくりの推進 3. 防災対策の推進 4. 防犯対策の推進

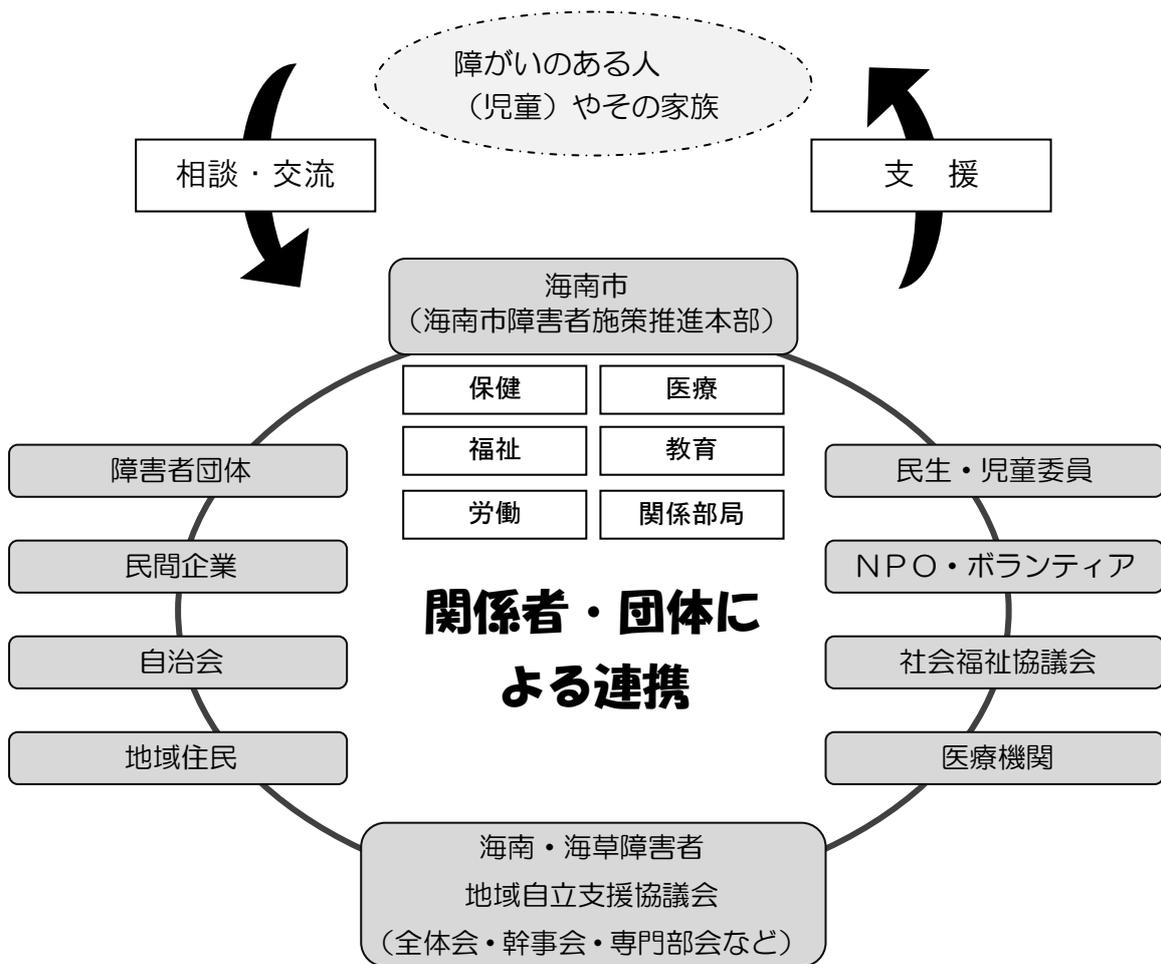
【第4期海南市障害福祉計画】

1. 第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント
2. サービス提供における基本的な考え方
3. 前回計画の実績
4. 平成29年度までの成果目標
5. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策
6. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

3. 計画の推進体制

I. 海南市全体の推進体制

本計画を推進していくため、地域の関係機関や関係団体などとの連携体制の強化に取り組み、障害のある人やその家族にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。



Ⅱ. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

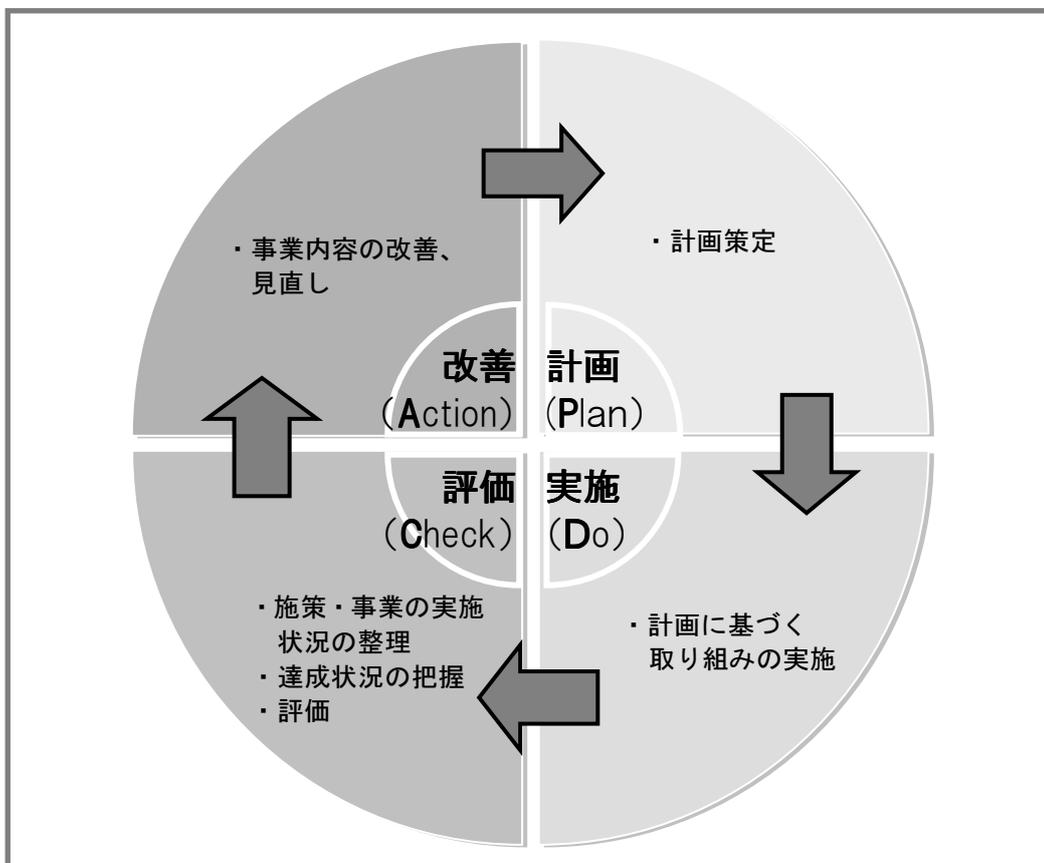
障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図ります。

Ⅲ. 障害者地域自立支援協議会との連携強化

相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関わるシステムづくり等の支援を協議する目的で設置された海南・海草障害者地域自立支援協議会において把握する地域の課題やニーズ等を踏まえ、協力・連携体制を強化し、障害者福祉施策を推進します。

Ⅳ. 計画の達成状況の点検及び評価

PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、海南・海草障害者地域自立支援協議会及び障害者施策を協議する目的で庁内に設置されている海南市障害者施策推進本部会議の意見を聴きながら、各施策の実施状況などを点検します。



第2期海南市障害者基本計画

第1章 差別の解消及び権利擁護の促進

1. 障害を理由とする差別の解消

今後の方向性

○障害のある人が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取り組みを充実します。

基本的な施策

取り組み	内容	主な事業
差別解消及び理解の促進	<p>○「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念や「障害者差別解消法」の趣旨や目的などの広報・啓発により、障害や障害のある人について、一層の理解促進に努めます。</p> <p>○障害者の雇用拡大や職場定着に向け、企業等における障害や障害のある人についての理解促進に努めます。</p> <p>○障害者の発達障害（限局性学習障害（SLD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など）、高次脳機能障害、難病についての広報・啓発により、障害や障害のある人についての理解促進に努めます。</p> <p>○講演会や研修会などに福祉機器や手話通訳者等を活用してもらえよう、広報・啓発に努めます。</p>	<p>○広報・啓発事業（市報・ホームページ等）</p> <p>○出前講座・研修会開催事業</p> <p>○人権啓発事業</p> <p>○ふれあい交流事業</p> <p>○福祉機器貸出事業</p> <p>○コミュニケーション支援事業</p>

2. 福祉教育の推進

今後の方向性

○各学校・家庭・地域などにおいて、障害のない人が人権や福祉について学ぶことができる機会を増やし、障害のある児童とない児童がともに育つことができる場の設置を図ります。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
学校における福祉教育の推進	<p>○学校における人権学習などの福祉教育の推進を図るとともに、障害のある児童・生徒との交流、共同学習の推進に努めます。</p> <p>○子どもの人権尊重の意識を高めるため、「和歌山県人権教育基本方針」や「海南市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、学校教育活動全体を通じ、一人ひとりを大切にする教育の充実に努めます。</p> <p>○特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と、通常学級の児童・生徒が交流する場を設け、すべての子どもが障害について理解を深める機会の確保に努めます。</p>	<p>○人権教育研修会開催事業</p> <p>○交流教育推進事業</p> <p>○人権・福祉教育推進事業</p>
生涯学習機会の提供	<p>○公民館などの社会教育関連施設において、障害に関する理解を深めるため、講座を開催します。</p> <p>○市民に対して障害のある人の人権に関する理解を深めるため、人権教育講演会を開催します。</p> <p>○聴覚障害のある人への理解を深めるため、手話講習会を実施します。</p>	<p>○講座・講演会開催事業</p> <p>○人権フェスティバル開催事業</p> <p>○人権セミナー開催事業</p> <p>○人権教育推進事業</p> <p>○手話奉仕員養成講座開催事業</p>

3. 権利擁護の推進

今後の方向性

- 権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。また、障害のある人が、どんなときも、だれもが持っている権利が守られるように、広く活動を周知します。
- 障害のある人への虐待の防止や養護者への支援に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
福祉サービス利用 援助の推進	○判断能力が十分ではない人が、適正なサービス利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、利用援助、金銭管理を行う事業の普及と活用の支援に努めます。	○相談支援事業 ○権利擁護事業 ○権利擁護啓発事業
成年後見制度の利 用支援	○意思決定の困難な障害のある人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の申し立てや後見人への報酬などについて援助を行い、利用促進と制度の周知に努めます。	○成年後見制度利 用支援事業
障害のある人への 虐待の対応	○障害のある人への虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する情報収集などに迅速に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。	○障害者虐待防止 事業 ○相談支援事業

第2章 地域での生活の支援

1. 地域で支える基盤づくり

今後の方向性

- 障害のある人の自立した生活を支援するために、地域での見守りのネットワークづくりに努めます。
- 障害のある人の地域活動の拡充を図るため、さまざまな交流の場の確保に努めます。
- 地域でのボランティア活動や障害者関係団体の効果的な活動ができるよう支援に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
地域の見守り・支え合い活動の推進	○障害のある人が地域の中で自立・共生できるよう、相談支援事業所、地域住民、民生委員・児童委員等の協力により、地域全体での見守り体制の充実に努めます。	○相談支援事業 ○民生委員・児童委員との連携強化
地域交流の促進	○障害のある人が住み慣れた地域で住民との交流を促進するため、公民館施設等でのイベントの企画・実施など交流の場づくりに努めます。 ○県や圏域で協議し、障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別を越えた交流事業の開催を推進します。 ○市内で活動する障害者団体が相互に交流する機会を設け、お互いの理解と親睦を深めるとともに、多様な活動への支援を行います。	○地域活動支援センター支援事業 ○ふれあい交流事業 ○ふれあい・いきいきサロン支援事業 ○障害者団体助成事業

取り組み	内 容	主な事業
福祉ボランティア活動の促進	<p>○海南市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、ボランティアを幅広く受け入れながら、その活動を支援する体制の強化に努めます。</p> <p>○海南市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する意識の啓発やボランティア養成講座の開催などによりボランティアの育成に努めます。</p> <p>○障害のある人と地域住民との交流を図るため、専門的な知識や経験を有する市民などの福祉人材の確保に努めます。</p>	<p>○ボランティアセンター活動事業</p> <p>○ボランティア育成事業</p>

2. 在宅福祉サービスの充実

今後の方向性

- 障害のある人や難病を抱える人が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での福祉サービスの充実に努めます。
- 医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害がある人などが、日中活動ができるサービスの確保に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
在宅福祉サービスの充実	○障害のある人や難病を抱える人及びその家族の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護や重度訪問介護、短期入所などのサービスの充実に努めます。	○居宅介護・重度訪問介護等サービス事業
地域生活支援体制づくり	○地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備について、海南・海草障害者地域自立支援協議会と連携し、検討を進めます。	○基幹相談支援センター設置事業
日中活動の場の確保	○障害のある人及びその家族の地域での社会参加促進のため、日中活動の場の確保に努めます。	○同行・行動援護等サービス事業 ○移動支援・日中一時支援等サービス事業
障害のある高齢者への生活支援	○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、サービス事業所等と連携し、円滑なサービス移行ができるよう努めます。	○相談支援事業 ○関係機関との連携強化

3. 居住支援の充実

今後の方向性

- 入所施設や病院等からの地域生活への移行・定着促進に努めます。
- 在宅への移行を進めるだけでなく、障害のある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の地域生活を支援するため、グループホーム、福祉ホームなどの居住支援サービスの充実を図ります。 ○グループホーム等の施設整備に対して、支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助サービス事業 ○福祉ホーム事業 ○グループホーム等施設整備費補助事業
施設入所者の地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設入所者や入院中の障害のある人が、地域生活へ円滑に移行できるよう、サービスの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行支援サービス事業 ○居宅入居支援事業

4. 保健・医療の充実

今後の方向性

- 障害の原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりを支援します。
- 障害のある人や難病を抱える人が地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
各種健（検）診の充実	○生活習慣病を予防するための健診や、がん検診をはじめとする各種健（検）診について、整備を図ります。	○特定健診事業 ○がん検診事業 ○乳幼児健診事業 ○5歳児健診事業
相談・指導体制の充実	○健康相談、発達相談、家庭児童相談、訪問指導などの各種相談事業と、医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・指導が行えるよう内容の充実を図ります。 ○専門的治療を必要とする人に対応するため、医療機関や保健所、訪問看護ステーションなどとの連携を図るとともに、日頃から安心して医療を受けられることができるように、かかりつけ医の推奨に努めます。	○相談支援事業 ○発達相談事業 ○訪問指導事業 ○健康相談事業 ○医療機関等との連携

取り組み	内 容	主な事業
公的医療助成制度の実施	○障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用により福祉の増進を図ります。	○自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療） ○重度心身障害児者医療制度
地域でのリハビリテーション体制の充実	○障害により身体機能が低下している人に、リハビリ訓練等により身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を支援します。	○自立訓練サービス事業
こころの健康づくりの推進	○野上厚生病院等精神医療機関等との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療など適切なケア体制の推進に努めます。	○医療機関等との連携

5. 相談体制の充実

今後の方向性

○相談支援事業、障害者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障害のある人を支えていく仕組みの強化に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
相談窓口の充実	<p>○相談員を設置することにより、障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な指導や助言等を行います。</p> <p>○障害特性による専門的な相談に対応するため、保健師や精神保健福祉士等専門職員の充実に努めます。</p> <p>○相談支援事業所等へ障害のある人からの相談があった場合、必要に応じて行政より適切な障害福祉サービスの情報提供を行うなど、相談支援機関との連携に努めます。</p> <p>○総合的・専門的相談支援に対応する基幹相談支援センターの設置に向け、海南・海草障害者地域自立支援協議会で協議するなど、検討を進めます。</p> <p>○障害のある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する総合的な調整を行う海南・海草障害者地域自立支援協議会の機能強化に努めます。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○障害児支援事業</p> <p>○相談機関との連携強化</p> <p>○基幹相談支援センター設置事業</p> <p>○海南・海草障害者地域自立支援協議会の機能強化</p>

6. 情報・コミュニケーションの充実

今後の方向性

- 障害のある人が必要な情報を主体的に選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- 障害のある人の社会参加機会拡充のため、コミュニケーション手段の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○声の広報の発行や、広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用するなど、障害のある人にとって親しみやすく読みやすい広報媒体の作成に努めます。 ○障害者のしおりの内容等必要な情報が、障害のある人や家族に的確に伝わるよう、広報紙やホームページ、安全・安心メール配信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用し、情報提供の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○声の広報発行事業、広報かいなん発行事業 ○安全・安心メール配信事業 ○相談支援事業 ○福祉情報充実事業
コミュニケーションの充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所における行政手続きや各種相談などが円滑に行えるよう、手話通訳者の設置に努めます。 ○意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション支援事業

第3章 障害のある児童・生徒などへの支援

1. 保育・教育における支援体制の充実

今後の方向性

○障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び、学ぶ機会を増やし、双方の豊かな人格の形成を目指した障害児保育、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
保育所・幼稚園受入れ体制の充実	<p>○保育士や幼稚園教諭などの加配職員の配置により、障害のある子どもの受け入れ体制の充実に努めます。</p> <p>○障害のある子どもの状況に応じた個別の指導計画等を作成し、保育・教育の充実に努めます。</p> <p>○保育所や幼稚園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。</p>	<p>○障害児保育事業</p> <p>○発達相談事業</p> <p>○加配職員の充実</p> <p>○個別の指導・教育支援計画作成事業</p>
校内体制の整備推進	<p>○学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会の設置など、校内体制の整備推進に努めます。</p>	<p>○特別支援教育コーディネーターの配置</p> <p>○特別支援教育に係る校内委員会の設置</p>

取り組み	内 容	主な事業
各種研修会の実施	<p>○海南省特別支援教育推進会議等において、障害に対する理解やその支援の方法など、各種研修を実施します。</p> <p>○就学前障害児教育連絡会（通称「ほほよせ」）による幼稚園・保育所・小学校の連携を図るための合同研修を実施し、就学前からの子どもの発達課題に対する支援等の知識・理解を深めます。</p> <p>○保育所や幼稚園などにおいて、障害の早期発見に努め、必要に応じて相談機関と連携を図ります。</p>	<p>○児童発達支援事業</p> <p>○特別支援教育に関する研修会開催事業</p>
情報提供支援の充実	<p>○障害のある園児・児童・生徒や保護者に対し、身近な保育所、幼稚園、小中学校の情報提供を図るため、教員・保育士が連携し、情報共有・交換をできる場の確保に努めます。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○児童発達支援事業</p> <p>○保育・教育機関の連携強化</p>

2. 障害のある児童への療育の充実

今後の方向性

- 障害のある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。
- 障害のある子どもの日中の居場所や活動の場の確保に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
障害の早期発見及び療育支援の充実	<p>○子どもの発達の記事において定期健診の受診の徹底を図り、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育に対応します。また、個別指導を取り入れ、よりきめ細やかな対応に努めます。</p> <p>○子どもの発達の特性の理解や接し方、遊ばせ方など親子への支援に努めます。</p> <p>○健診後のフォロー体制として、子どもの発達課題に応じた保育内容を研鑽・実践し、障害のある子どもの療育体制と育児支援の充実に努めます。</p> <p>○教育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図り、限局性学習障害（SLD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）などの発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。</p> <p>○障害児の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の事業を継続して実施するとともに、リズム遊び・水遊び・絵本・手遊びなどの課題活動に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 ○児童発達支援事業 ○乳幼児健診事業 ○5歳児健診事業 ○発達相談事業 ○親子教室事業 ○通級指導教室 ○放課後等デイサービス事業 ○移動支援事業 ○日中一時支援事業

取り組み	内 容	主な事業
障害の早期発見及び療育支援の充実	<p>○放課後や休日を含め、日中活動支援が必要な子ども及び家族へのサービスの充実に努めます。</p> <p>○障害のある子どもの放課後や長期休暇での居場所及び活動の場の確保に努めます。</p>	<p>○放課後等デイサービス事業</p> <p>○日中一時支援事業</p>
相談体制の充実	<p>○乳幼児の発達検査と家族のカウンセリング、日常生活における指導を実施するほか、関係機関の紹介を行います。</p> <p>○児童相談所や保健所、相談支援事業所等との連携を強化し、子どもの養育、虐待等さまざまな相談に迅速に対応します。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○児童発達支援事業</p> <p>○乳幼児健診事業</p> <p>○5歳児健診事業</p> <p>○発達相談事業</p> <p>○訪問指導事業</p>

3. インクルーシブ教育システムの構築

今後の方向性

- 子どもの自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に努めます。
- すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた教育・指導が受けられるインクルーシブ教育の推進に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
障害のある子どもに対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就学後の障害のある児童・生徒に対する教育・指導については、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、関係者で十分に協議し、その充実に努めます。 ○状況に応じたきめ細かな教育を行えるよう、県などが主催する各種研修会への参加を奨励します。 ○特別支援学校と市内各学校の特別支援教育担当教員との実践的な交流や研究会を実施するなど、特別支援教育に関する教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学指導の充実 ○個別の指導・教育支援計画作成事業 ○かいなん学校教育サポート事業 ○各種研修会の参加事業

取り組み	内 容	主な事業
就学相談・教育相談の充実	<p>○関係機関の協力により、発達検査・相談を行い、保育・指導・支援の方策について助言します。</p> <p>○就学先の情報提供や具体的な支援方法等について各学校・家族と継続的に相談ができるよう、医療、福祉、教育の関係者で就学巡回相談等を実施します。</p> <p>○乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援が実施できるよう、特別支援学校など関係機関等とのネットワーク体制の整備に努めます。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○就学相談事業</p> <p>○教育相談事業</p>
学校施設の整備	<p>○学校施設における段差の解消やスロープ、手すりなどの設置、トイレの改修を引き続き進めます。また、新規施設整備の際には、エレベーターの設置についても検討します。</p>	<p>○学校環境整備事業</p>

第4章 就労や地域活動による生きがいつくり支援

1. 就労支援体制の確立

今後の方向性

- 多くの障害のある人が働けるよう、働く場の拡充に努めるとともに、障害のある人の雇用について、職場定着への支援に努めます。
- 障害のある人の就労をサポートするため、関係機関との連携を図り、相談をはじめ就労支援体制の充実に取り組みます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉、教育、医療などからの雇用を推進するため、ハローワークなど関係機関との連携強化を図るとともに、雇用前から雇用後の職場定着支援のため、就労支援体制の充実努めます。 ○海南・海草障害者地域自立支援協議会で協議を進めつつ、新たな就労支援事業などの取り組みに努めます。 ○和歌山障害者職業センターの就労支援施設について周知・広報を行い、利用促進に努めます。 ○働く場において、雇用の前後を通じ障害のある人と事業所双方を支援するジョブコーチの周知を図り、利用の促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業 ○就労支援啓発事業 ○就労関係機関との連携強化 ○海南・海草障害者地域自立支援協議会との連携強化 ○ジョブコーチ活用の周知

取り組み	内 容	主な事業
職業復帰の支援	<p>○仕事に復帰したい人のニーズに応えるため、就労福祉サービスの活用促進を図るとともに、ハローワークや就労支援センター等と連携し就労相談支援の充実に努めます。</p> <p>○職場実習を行うために、実習に協力いただける企業の確保に努めます。また、就業条件などについて、柔軟に対応できるように、企業への要請に努めます。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○就労継続支援サービス事業</p> <p>○地域活動支援センター事業</p>
一般就労への移行・定着への理解促進	<p>○事業者に対して、障害のある人について理解していただくため、一定期間試験的に雇用するトライアル雇用制度の周知に努めます。</p> <p>○一般就労への定着を促進するために、就業の場で障害の特性に応じて指導されるよう、企業・事業者への啓発に努めます。</p> <p>○企業・事業者に対して、障害のある人が仕事をしやすい環境や、医療機関の受診等を考慮した勤務形態等の情報などについて周知します。</p> <p>○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者などの配置についても啓発・周知に努めます。</p>	<p>○相談支援事業</p> <p>○トライアル雇用制度の周知</p> <p>○企業・事業所への啓発事業</p>
広域的な就労ネットワークの形成	<p>○特別支援学校、就労支援施設等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。</p>	<p>○就労ネットワークの形成</p>
市役所における雇用の推進	<p>○障害のある人の雇用を推進するとともに、働きやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>○障害者チャレンジ雇用事業</p>

2. 就労の場の確保

今後の方向性

○障害のある人が障害の特性に応じてさまざまな場所で働けるよう、就労支援を行う事業所の確保、充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
日中活動事業所の運営基盤の強化	<p>○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務の発注等を行い、ホームページなどにより毎年実績を公表します。</p> <p>○障害のある人の福祉的就労の場となる就労継続支援事業所や就労訓練・日中活動支援を行っている地域活動支援センターの活動を海南・海草障害者地域自立支援協議会と連携し、支援に努めます。</p>	<p>○物品等の優先調達推進事業</p> <p>○就労継続支援事業</p> <p>○地域活動支援センター事業</p>
福祉施設から一般就労への移行促進	<p>○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援の充実に努めます。</p> <p>○障害者雇用率制度や「障害者雇用促進法」、障害者雇用に関する援助・助成制度の周知を図るとともに、障害者雇用を積極的に行っている企業の事例研究・情報提供などを行い、一般雇用の拡大に努めます。</p>	<p>○就労移行支援事業</p> <p>○相談支援事業</p>
就労施設の利用促進	<p>○障害のある人が、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う施設に通所するために必要な費用の一部を支援します。</p>	<p>○施設通所交通費助成事業</p>

3. 文化芸術活動、スポーツなどの振興

今後の方向性

○文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、豊かな日常生活が送れるよう支援の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
文化・芸術活動への支援	○障害のある人がさまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設の整備や使用料等の負担軽減などに努めるとともに、活動成果の発表の場の充実に努めます。 ○公民館などで開催されるイベントなどにおいて、障害のある人も気軽に参加できるよう交流の促進とふれあいの場づくりに努めます。	○市美術展開催事業 ○文化祭開催事業 ○地域障害者啓発事業 ○市民交流センター自主事業
障害者スポーツの推進	○障害者団体等と連携を図り、障害者スポーツの実施機会の提供に努めるとともに、障害者スポーツ指導者を養成することで、競技種目や内容の充実に努めます。 ○障害のある児童のための水泳教室を開催し、指導員の拡充に努めます。	○障害者スポーツ大会・講習会開催事業 ○市民水泳教室開催事業
スポーツ施設の整備・充実	○身体状況に応じてスポーツを楽しみ、生きがいを持てるよう地域のスポーツ施設の整備の充実に努めます。	○社会体育施設整備事業

第5章 安全・安心な環境づくり

1. 移動交通支援の充実

今後の方向性

○障害のある人が、安心して外出できるよう、移動支援の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○移動が困難な障害のある人などに対して、同行援護や移動支援事業を実施します。 ○障害のある人が家族などと一緒に外出しやすいよう、コミュニティバスによる移動支援の充実に努めます。 ○外出などが困難な障害のある人に、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」を交付し、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。 ○市内を走る路線バスについて、ノンステップバスの導入を事業者に促します。 ○障害のある人の就労など、社会参加のために必要な自動車の改造費用や、運転免許取得費用の全部または一部を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同行援護サービス事業 ○移動支援事業 ○地域公共交通協議会事業 ○福祉タクシー事業 ○自動車運転免許取得・改造助成事業

2. 福祉のまちづくりの推進

今後の方向性

- 安心してまちに出かけられるバリアフリー化を進めます。
- 障害のある人が、地域において自立した暮らしができるように、環境整備の充実に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設を新設する際には、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無に関わらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備促進に努めます。 ○公共施設における障害者トイレなどのバリアフリー情報について、広く市民に情報提供できるよう努めます。 ○障害のある人が安心して移動できるよう、道路などの交通環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設整備事業 ○交通安全施設整備事業
民間施設整備の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、事業者等への理解促進と施設の整備・改善の啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備啓発事業
個人住宅の整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の日常生活での利便性を高めるため、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者住宅改修（改造）助成事業

3. 防災対策の推進

今後の方向性

- 災害等の緊急時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。
- 障害のある人を災害から守るため、避難や避難所での支援などの仕組みづくりを進めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
避難行動要支援者名簿の整備	<p>○避難行動要支援者名簿への登録を広く呼び掛け、災害時における要配慮者の支援が迅速かつ適正に行えるよう情報の収集等に努めます。</p> <p>○災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、警察、消防、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などの協力・連携体制の整備を図ります。</p> <p>○避難行動要支援者名簿を活用し、地域のネットワーク体制の整備を進めます。</p>	○避難行動要支援者台帳整備事業
避難先での支援の充実	<p>○平常時より福祉避難所として指定された機関との連携を図り、災害時に障害のある人が介護や医療的ケアなどを受けことができ、安心して避難生活が送れるよう支援の充実に努めます。</p> <p>○福祉避難所の受入れ態勢強化のため、指定の増加に努めるとともに、バリアフリーへの配慮や障害特性に応じた備蓄物資の確保等の充実に努めます。</p>	○福祉避難所の指定・運営事業

取り組み	内 容	主な事業
応急手当に関する知識・技術の普及	○障害のある人をはじめ、市民自らが緊急時においても一定の応急手当が施せるよう、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、救急隊員による応急手当の指導を実施します。	○応急手当知識・技術普及啓発事業
緊急時の通信手段の確保	○障害のある人の緊急時における通報手段として、緊急通報装置や携帯電話・インターネット端末機を利用したサービスの利用促進に努めます。 ○利用登録をした人に市内の防災情報を携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスの利用促進に努めます。	○Web119通報サービス ○安全・安心メール配信事業 ○障害者用メール110番の周知
災害時のボランティア活動	○研修事業などを通じて、災害時のボランティア活動の知識の向上や体制づくりに努めます。	○災害時ボランティア研修・啓発事業

4. 防犯対策の推進

今後の方向性

○障害のある人をはじめ、市民が犯罪や悪質商法などの被害にあわないように、関係機関・団体と連携を取りながら、防犯情報の提供・共有に努めます。

基本的な施策

取り組み	内 容	主な事業
防犯知識の普及・啓発	○「広報かいなん」や海南市社会福祉協議会の広報誌、講演会、市のホームページなどを積極的に活用し、障害のある人への防犯に関する知識・情報を提供します。また、「安全・安心なまちづくり推進協議会」による啓発活動を行い、防犯意識や知識の普及・啓発に努めます。 ○利用登録をした人に市内の防犯情報を携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスの利用促進に努めます。	○防犯啓発事業 ○安全・安心メール配信事業
防犯体制の確立	○「安全・安心なまちづくり推進協議会」を中心に、市、警察、自治会や障害者団体等と連携・協力し、地域ぐるみの防犯体制の確立を進めます。また、地域の良好な防犯環境を創出するため、防犯灯の設置を図ります。	○安全・安心なまちづくり推進事業 ○防犯灯設置事業

第4期海南市障害福祉計画

1. 第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や障害者の範囲が拡大されたほか、障害福祉サービスなどの改正が行われました。本計画において踏まえるべきポイントについて以下に示します。

I. 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

II. 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障害のある人・重度の精神障害のある人に拡大しています。

III. 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害のある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

IV. 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に加えて、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されました。

V. 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

2. サービス提供における基本的な考え方

1. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、以下の点に配慮して目標等を設定します。

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

②障害のある人が希望する日中活動系サービスの保障

障害のある人が、希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）をニーズに即して受けられるよう支援します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害のある人などの地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、各地域内でそれらの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ります。

なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害のある人などに対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要があります。

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害のある人などに対する支援を確保することが必要です。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労継続支援A型・B型などの充実に努め、福祉施設における就労の場の拡大に努めます。

II. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある人などが、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種のニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画は、平成 27 年度以降の利用者数の増加などに対応できる体制を確保することが必要です。その上で、利用者の個別の状態や希望を勘案し適切なサービスが提供されるように調整を行うとともに、必要に応じた見直しを行います。また、これらの取り組みを効果的に進めるため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

また、相談支援体制の構築が進むことで、地域移行のための支援はさらに必要とされることが予想されます。そのため、障害者支援施設、児童福祉施設に入所していたり、精神科病院に入院している障害のある人などの人数を把握し、地域移行支援につなげていく必要があります。

さらに、現在地域で生活している障害のある人などが、そのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて、地域定着支援のサービスの充実を図ることが重要です。

これらのサービスの提供体制の確保など、地域における障害のある人への総合的な支援のための体制を構築するために、海南・海草障害者地域自立支援協議会などの関係機関との連携により、地域の課題の解決や改善に取り組みます。

III. 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

児童福祉法に基づく障害児給付事業など、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を、身近な場所で提供できるように図ることが重要です。

障害のある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援について障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めます。

3. 前回計画の実績

I. 自立支援給付の提供基盤

①訪問系サービス

利用者数は、平成 25 年度までは実績値が計画値を下回っていましたが、平成 26 年度には実績値が計画値を上回る見通しとなっています。

しかし、利用時間については、実績値が計画値を大幅に下回る見通しとなっています。これは、支給決定に基づき利用時間の計画値を算出したことが要因となっています。なお、サービスの中では、居宅介護サービスの利用者数が最も多くなっています。

種 類		利用時間（時間）			利用者数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	1,162	1,245	1,430	107	115	134
	計画値	2,250	2,596	2,812	110	120	130
	実施率	51.6%	48.0%	50.9%	97.3%	95.8%	103.1%

※平成 26 年度は実績見込

②日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、機能訓練サービス（自立訓練）と就労移行支援サービスを除き、概ね実績値が計画値を上回っています。

機能訓練サービスについては、ここ数年利用実績がなく、平成 26 年度においても利用の見通しはありません。利用対象者が限定されることや他のサービスで対応可能なことなどが要因として考えられます。

就労移行支援サービスについては、利用実績はあるものの計画値を大幅に下回っています。障害の特性に応じて支援方法が異なることや利用条件が限定されるために利用者が少なかったこと、平成24年度に市内の就労移行支援事業者が廃止されたことなどが要因として考えられます。

種 類		利用日数（人日）			利用者数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実績値	1,959	1,890	2,130	101	97	110
	計画値	2,067	2,148	2,251	101	105	110
	実施率	94.8%	88.0%	94.6%	100.0%	92.4%	100.0%
機能訓練（自立訓練）	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	22	22	22	1	1	1
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生活訓練（自立訓練）	実績値	116	146	97	8	10	8
	計画値	69	69	86	4	4	5
	実施率	168.1%	211.6%	112.8%	200.0%	250.0%	160.0%
就労移行支援	実績値	208	69	107	12	4	6
	計画値	240	320	400	12	16	20
	実施率	86.7%	21.6%	26.8%	100.0%	25.0%	30.0%
就労継続支援（A型）	実績値	368	407	550	19	21	28
	計画値	369	390	412	17	18	20
	実施率	99.7%	104.4%	133.5%	111.8%	116.7%	140.0%
就労継続支援（B型）	実績値	2,201	1,968	2,391	130	114	133
	計画値	1,762	1,828	1,911	106	110	115
	実施率	124.9%	107.7%	125.1%	122.6%	103.6%	115.7%
短期入所	実績値	134	156	191	13	18	23
	計画値	135	135	135	15	15	15
	実施率	99.3%	115.6%	141.5%	86.7%	120.0%	153.3%

※平成 26 年度は実績見込

種 類		利用者数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	実績値	19	18	24
	計画値	19	20	20
	実施率	100.0%	90.0%	120.0%

※平成 26 年度は実績見込

③居住系サービス

居住系サービスについては、「障害者総合支援法」の改正により、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は平成 26 年 4 月 1 日から一元化されました。

共同生活援助については、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、グループホームが新たに市内に 3 カ所開設されたことにより、利用者数が増加し、実績値が計画値を大幅に上回っています。

施設入所支援については、概ね計画値と同じ程度となっています。

種 類		利用者数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 （グループホーム）	実績値	25	36	48
	計画値	21	25	34
	実施率	119.0%	144.0%	141.2%
施設入所支援	実績値	76	69	70
	計画値	70	70	66
	実施率	108.6%	98.6%	106.1%

※平成 26 年度は実績見込

④相談支援サービス

相談支援サービスについては、平成 27 年度から障害福祉サービスの受給に計画相談が必須となることから、利用者が年々増加しており、平成 26 年度の実績値が計画値を上回る見通しとなっています。

地域移行支援サービスについては、計画値どおりの実績値となっています。

地域定着支援サービスについては、平成 25 年度まで利用実績はなく、平成 26 年度は 1 人/月、実施率は 50.0%となる見通しとしています。

種 類		利用者数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実績値	9	71	82
	計画値	67	69	71
	実施率	13.4%	102.8%	115.5%
地域移行支援	実績値	1	1	2
	計画値	1	1	2
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%
地域定着支援	実績値	0	0	1
	計画値	1	1	2
	実施率	0.0%	0.0%	50.0%

※平成 26 年度は実績見込

II. 地域支援事業（必須事業）

①相談支援事業

3箇所の相談支援事業所に委託し、必要な情報提供及び専門的な相談支援を各事業所が連携を取りながら事業を展開し、地域に密着した支援者として大きな役割を果たしています。

種 類		利用箇所数（箇所）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	実績値	3	3	3
	計画値	3	3	3
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%

※平成 26 年度は実績見込

②成年後見制度利用支援事業

平成 26 年度の実績値は計画値を下回る見通しとなっていますが、前年度と比べ、年間利用者数は増加しています。

種 類		利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	実績値	2	1	3
	計画値	2	3	4
	実施率	100.0%	33.3%	75.0%

※平成 26 年度は実績見込

③コミュニケーション支援事業

年間利用者数は増加していますが、平成 26 年度は実績値が計画値を下回る見通しとなっています。

種 類		利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業	実績値	22	25	25
	計画値	20	23	27
	実施率	110.0%	108.7%	92.6%

※平成 26 年度は実績見込

④日常生活用具給付事業

年度により増減はあるものの、概ね実績値が計画値を下回っており、特に在宅療養等支援用具と情報・意思疎通支援用具は、平成 24 年度から利用者数が減少しており、平成 26 年度についても実績値が計画値を下回る見通しとなっています。

種 類		利用者数（件/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	実績値	10	10	7
	計画値	8	9	10
	実施率	125.0%	111.1%	70.0%
自立生活支援用具	実績値	16	22	21
	計画値	20	25	30
	実施率	80.0%	88.0%	70.0%
在宅療養等支援用具	実績値	16	10	7
	計画値	15	15	15
	実施率	106.7%	66.7%	46.7%
情報・意志疎通支援用具	実績値	11	9	7
	計画値	10	12	15
	実施率	110.0%	75.0%	46.7%
排せつ管理支援用具	実績値	1,730	1,701	2,049
	計画値	1,800	1,900	2,000
	実施率	96.1%	89.5%	102.5%
住宅改修費	実績値	3	2	5
	計画値	7	7	7
	実施率	42.9%	28.6%	71.4%

※平成 26 年度は実績見込

⑤移動支援事業

利用時間、年間利用者数ともに実績値が年々増加しており、平成 26 年度においても実績値が計画値を上回る見通しとなっています。

種 類		利用時間（時間）			利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実績値	3,406	3,901	4,073	408	427	427
	計画値	3,700	3,800	4,000	370	380	400
	実施率	92.1	102.7	101.8	110.3	112.4	106.8

※平成 26 年度は実績見込

⑥地域活動支援センター事業

年間利用者数が増加しており、平成 26 年度には実績値が計画値を大きく上回る見通しとなっています。

種 類		利用箇所数（箇所）			利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター 事業	実績値	1	1	1	204	324	324
	計画値	1	1	1	100	120	140
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%	204.0%	270.0%	231.4%

※平成 26 年度は実績見込

Ⅲ. 地域支援事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

平成 24 年度から利用実績がなく、平成 26 年度においても同様の状況となっています。

種 類		利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度は実績見込

②更生訓練費給付事業

平成 24 年度から利用実績がなく、平成 26 年度においても同様の状況となっています。

種 類		利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
更生訓練費給付事業	実績値	0	0	0
	計画値	36	36	36
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度は実績見込

③日中一時支援事業

利用箇所数は、実績値が計画値を下回っています。年間利用者数は、平成 25 年度まで実績値が計画値を下回っていましたが、平成 26 年度には実績値が計画値を上回る見通しとなっています。

種 類		利用箇所数（箇所）			利用者数（人/年）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	実績値	7	7	7	269	287	367
	計画値	21	21	21	360	360	360
	実施率	33.3%	33.3%	33.3%	74.7%	79.7%	101.9%

※平成 26 年度は実績見込

IV. 実績の総括と今後の見込みについて

前回計画の実績については、計画値を上回る事業が増加傾向にあり、平成 26 年度における利用者数の達成率は、28 項目の数値目標のうち 100%を超えているものが 16 項目、70%~99%が 5 項目となっております。

したがって、計画期間中の取り組みについては概ね順調に成果が現れているといえます。

平成 27 年 4 月よりサービス受給のために計画相談が必要となることに鑑み、計画相談業務を行う相談支援事業所の増加や相談支援専門員を確保するための働きかけを行ってきたことで、相談支援体制の一定の強化が図られ、計画相談の適正実施が進み、必要なサービスの需要が増えたことが主な要因であると考えられます。

しかし、達成率が 50%以下のものが 7 項目あり、その中で、利用実績はあるものの達成率の伸びていない「就労移行支援」については、海南・海草障害者地域自立支援協議会での協議や就労支援機関との連携により雇用・就業の促進を図り、今後、第 4 期障害福祉計画で設定するサービス見込量の提供に向け、サービスの確保に努める必要があります。

また、平成 24 年度から継続して利用対象者がなく、実績に結び付いていない「機能訓練事業」、「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費給付事業」については、サービスを必要とする場合も想定されるため、事業を継続して行う必要があります。

4. 平成 29 年度までの成果目標

国では、以下の3つの成果目標について、市町村が役割を担うことを求めています。

本計画の策定においても、国の方針を参考にしながら、3つの成果目標の値を定め、これを達成するために、各障害福祉サービスの見込みについて、確保方策に取り組んでいきます。

I. 福祉施設から地域生活への移行促進

基本指針(国の方針)

- 施設入所者数を平成 25 年度末時点から4%以上削減
- 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行

海南市の方針

- 平成 25 年度末時点の施設入所者数から9人(13.0%)が地域生活に移行するとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から3人(4.3%)削減することを目標とする

■成果目標

項目	数 値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	69 人	
平成 29 年度末時点の施設入所者見込み (B)	66 人	
【目標】地域生活移行者の増加 (C)	9 人	平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	13.0%	$(C) / (A) = 13.0\%$
【目標】施設入所者の削減	3 人	平成 29 年度末の施設入所者の削減目標値 $(A) - (B) = (D)$
	4.3%	$(D) / (A) = 4.3\%$

第2期海南市障害者基本計画においては、主に『第2章 地域での生活の支援』において障害のある人の在宅福祉サービスの充実や居住支援、地域で自立した生活を送るための基盤づくりなどに取り組み、成果目標の達成をめざします。

Ⅱ. 地域生活支援拠点等の整備

基本指針(国の方針)

- 障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

海南市の方針

- 地域生活支援拠点等の整備について、平成29年度末までに市内に少なくとも1つ整備できるよう検討する

第2期海南市障害者基本計画においては、主に『第2章 地域での生活の支援』における相談支援体制の充実などに努めるとともに、日常生活の支援を総合的に行える拠点整備を進める上での課題等について、関係機関との連携を図りながら、整備に向けた検討を進めます。

Ⅲ. 福祉施設から一般就労への移行促進

基本指針(国の方針)

- 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする
- 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加
- 就労支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

海南市の方針

- 平成29年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍、10人以上となることを目標とする
- 就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末における利用者が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標とする

■成果目標

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労への移行者 (A)	5人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数の増加	10人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2倍	$(A) \times 2 = 10$ 人
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (B)	4人	
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	6人	平成 29 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
	6割	$(B) \times 0.6 + (B) = 6$ 人
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	国の方針を参考に目標達成に努める。 (平成 29 年度末までに、就労支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所数を全体の5割以上とする)	

第2期海南市障害者基本計画においては、主に『第4章 就労や地域活動による生きがいつくり支援』において就労支援体制の確立や就労の場の確保などに取り組み、成果目標の達成をめざします。

5. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策

1. 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的障害・重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

訪問系サービスについては、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：時間、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用時間	1,499	1,466	1,471
重度訪問介護				
同行援護	利用者数	140	145	150
行動援護				
重度障害者等包括支援				

■訪問系サービスの見込量確保の方策

居宅介護などの訪問系サービスは、障害のある人が身近な場所で生活する上で必要不可欠な支援であり、地域移行に向け、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、安定したサービスを提供できるよう、サービス事業所の拡大と対応できる従事者の確保及び質の向上に努めます。

II. 日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

①生活介護

現在のサービス利用者数に、支援学校卒業予定者の利用等を勘案して、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用日数	2,159	2,179	2,196
	利用者数	111	112	113

②自立訓練

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
機能訓練	利用日数	22	22	22
	利用者数	1	1	1
生活訓練	利用日数	109	109	109
	利用者数	8	8	8

③就労移行支援

平成 29 年度末における成果目標を基にサービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用日数	127	145	181
	利用者数	7	8	10

④就労継続支援

現在のサービス利用者数に、支援学校卒業予定者の利用等を勘案して、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A 型）	利用日数	560	579	598
	利用者数	28	29	30
就労継続支援（B 型）	利用日数	2,535	2,573	2,610
	利用者数	135	137	139

⑤療養介護

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用者数	24	24	24

⑥短期入所（ショートステイ）

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	利用日数	156	156	156
	利用者数	14	14	14
短期入所（医療型）	利用日数	56	56	56
	利用者数	9	9	9

■日中活動系サービスの見込量確保の方策

身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めます。

なお、就労移行支援及び就労継続支援については、関係機関と連携し、サービス利用者が一般就労につながる取り組みを進めるとともに、一般就労が困難な障害のある人のために、福祉的就労の一層の支援に努めます。

Ⅲ. 居住系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

現在のサービス利用者数に、入院や施設入所からの地域移行の状況を勘案して、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位: 人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	54	55	56
施設入所支援	利用者数	68	67	66

■居住系サービスの見込量確保の方策

施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、サービス提供事業者に対し、市の補助制度を周知、利用可能な施設等に関する情報などを通して、新たな事業参入の促進に努めます。

また、利用者の状況に応じた適切な施設入所支援が行われるよう、利用者の把握に努めます。

IV. 相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画の作成及び一定期間ごとに計画内容の見直しも行います
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人/月

種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数	85	89	93
地域移行支援	利用者数	2	2	3
地域定着支援	利用者数	1	2	3

■相談支援サービスの見込量確保の方策

利用者のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談支援事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めます。

V. 障害児支援

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います
医療型児童発達支援	未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います

障害児支援については、児童福祉法や障害者自立支援法などを根拠として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

①児童発達支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用日数	492	492	492
	利用者数	41	41	41
医療型児童発達支援	利用日数	78	78	78
	利用者数	7	7	7

②放課後等デイサービス

現在の各サービス利用者数に、就学児童等の新規利用者分の伸び率を勘案し、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	利用日数	669	678	686
	利用者数	76	77	78

③保育所等訪問支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人日、人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	利用日数	10	10	10
	利用者数	1	1	1

④障害児相談支援

障害児通所支援等を利用する障害児すべてに対して、サービス提供が可能となるよう、サービスの利用者数を勘案し、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	利用者数	25	25	25

■障害児支援の見込量確保の方策

療育の必要な子どもや、その家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応していくため、サービス提供事業所や保育・教育・医療機関など関係機関との連携を図り、情報共有や事例協議等を行い、多様な事例に対応できる相談支援体制の充実に努めます。

また、利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談支援事業所と連携を図りながら、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

6. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

I. 必須事業について

①理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います

■サービス実施見込

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(サービス実施の方策)

障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動の拡充を図るため、今後も研修、交流事業等の実施や啓発活動に努めます。

②自発的活動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します

■サービス実施見込

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

(サービス実施の方策)

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取り組みを支援します。

③相談支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施します
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います

(サービス見込量)

障害者相談支援事業について、これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量・実施見込

単位:箇所

種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	4
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

(サービス見込量確保及び実施の方策)

相談支援事業所と連携し、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めるとともに、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置をめざすなど、相談支援体制の充実に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を行います

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	3	4	4

(サービス見込量確保の方策)

障害のある人の権利を守るために必要な制度であり、制度の周知に引き続き努めるとともに、制度の利用が必要な場合には、速やかに対応します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■サービス実施見込

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

(サービス実施の方策)

法人後見制度に対する理解と周知を進めるとともに、関係機関などと連携し、法人後見支援事業の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所などに設置します
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います

（サービス見込量）

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位：人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	87	88	89
手話通訳者設置事業	利用者数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	利用者数	12	12	12

（サービス見込量確保の方策）

平成 18 年度の障害者自立支援法施行以降、社会福祉課に手話通訳者を配置し、窓口事務における手話通訳と初心者を対象とする手話講習会を開催しています。

手話通訳や要約筆記については、聴覚や音声言語機能に障害のある人にとって、重要な意思疎通手段であるため、利用者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者等の確保並びに質の向上に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:件/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	利用者数	7	7	7
自立生活支援用具	利用者数	21	21	21
在宅療養等支援用具	利用者数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	利用者数	7	7	7
排泄管理支援用具	利用者数	2,069	2,089	2,109
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用者数	5	5	5

(サービス見込量確保の方策)

障害のある人の日常生活上における利便性の向上につなげるため、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

⑧移動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:時間、人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利用時間	3,803	3,847	3,891
	利用者数	432	437	442

(サービス見込量確保の方策)

障害のある人の社会参加・余暇活動のために必要な事業であり、今後も移動に関する支援ニーズを把握しつつ、より利用しやすい事業の推進に努めます。

⑨地域活動支援センター

■サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:箇所、人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	2
	利用者数	324	324	420

(サービス見込量確保の方策)

障害のある人の身近な社会参加の場として重要な役割を担っていることから、引き続きその運営を支援します。また、海南・海草障害者地域自立支援協議会などで協議や検討を進め、活動内容の強化が図られるよう取り組みます。

Ⅱ. 任意事業について

①訪問入浴サービス事業

■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1

(サービス見込量確保の方策)

ここ数年の利用実績はありませんが、重度障害のある人の地域移行に備えて事業を継続し、必要に応じサービスの提供に努めます。

②更生訓練費給付事業

■サービスの概要

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	自立支援給付事業の自立訓練給付(機能訓練)受給者に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	利用者数	12	12	12

(サービス見込量確保の方策)

ここ数年の利用実績はありませんが、自立訓練給付(機能訓練)の受給により必要となるため、事業を継続し、サービスの提供に努めます。

③日中一時支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

■サービス見込量

単位:人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	利用者数	371	375	379

(サービス見込量確保の方策)

障害のある人の日中活動の場や、障害のある児童の見守り等の場として、重要な役割を果たしており、年々ニーズが高くなっています。利用希望者が全員利用できるように、日中における活動の場を確保するとともに、支援の充実に努めます。

④社会参加促進事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自動車運転免許取得助成事業	就労などの社会参加に伴い、障害のある人が所有し、運転している自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します(助成限度額は10万円までであり、限度額を超える分については自己負担)
自動車改造費助成事業	就労などの社会参加に伴い、障害のある人が所有し、運転している自動車の改造に要する費用の一部を助成します(助成限度額は10万円までであり、限度額を超える分については自己負担)
スポーツ・レクリエーション開催等事業	各種障害者スポーツ教室や講座の開催、障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促し、社会参加の向上を図ります
文化・芸術活動支援	障害のある人の創作活動の場づくりや文化施設を利用しやすくするなどの支援に努め、文化・芸術活動による社会参加の向上を図ります
声の広報発行事業	毎月声の広報を発行します

(サービス見込量)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

なお、スポーツ・レクリエーション事業については、平成 27 年度に県内で全国障害者

スポーツ大会があり、利用者の増加を見込んでいます。

■サービス見込量・実施見込

単位：件、人/年

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得助成事業	件	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	3	3	3
スポーツ・レクリエーション開催等事業	参加者数	350	250	250
文化・芸術活動支援	実施の有無	有	有	有
声の広報発行事業	利用者数	8	9	10

(サービス見込量確保及び実施の方策)

自動車運転免許取得助成事業と自動車改造費助成事業については、社会参加が見込まれる障害のある人が必要に応じて有効に活用できるよう、情報提供に努めます。

スポーツ・レクリエーション開催等事業については、障害者スポーツ教室をはじめ、各競技大会への参加など障害者スポーツに触れる機会を提供するとともに、障害者スポーツ指導員研修への参加により、指導員の確保・育成に努めます。

文化・芸術活動支援については、障害のある人が気軽に文化・芸術活動等に参加できるよう、文化施設の使用料等の負担軽減などに努めるとともに、創作活動や活動発表の場づくりなどを支援し、地域交流の促進に努めます。

声の広報発行事業については、今後も視覚に障害のある人に対する広報活動を充実させ、利便性の向上に努めます。

資料編

1. 障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 海南・海草障害者地域自立支援協議会設置要綱（抜粋）

（名称）

第1条 この協議会の名称は、海南・海草障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、相談支援事業をはじめとする障害者又は障害児の生活を支えるためのシステム作りその他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第1条に規定する目的を達成するために必要な事項について協議を行うため設置する。

（定義）

第3条 この要綱において「障害者」とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、法第4条第2項に規定する障害児をいう。

（協議会において協議する事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 海南市及び紀美野町（以下「関係市町」という。）が実施する相談支援事業の運営に関すること。
- （2） 困難事例への対応のあり方に関すること。
- （3） 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項

(全体会)

第7条 第4条各号に規定する内容全般についての情報交換、施策の策定、機関連携のあり方及び役割分担について協議するため、協議会に全体会を置く。

- 2 全体会の委員は、関係機関等の代表者及び海南市長及び紀美野町長が指名する者をもって充てる。
- 3 全体会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 協議会への報告事項及び個別の障害者及び障害児への支援内容の検討を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、関係市町の障害福祉担当課の職員、関係市町が委託している相談支援事業受託事業所の職員その他会長が必要と認める者をもって充てる。

(部会)

第9条 前条の幹事会から指定された事項について協議するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、前項の協議を行うため、幹事会において必要と認める者をもって充てる。

1 関係機関

海南市くらし部 海南市教育委員会 紀美野町保健福祉課 紀美野町教育委員会 海南市社会福祉協議会 紀美野町社会福祉協議会 和歌山県海草振興局健康福祉部保健福祉課 和歌山県立紀北支援学校 和歌山県立たちばな支援学校 海南公共職業安定所 障害者就業・生活支援センターーと

2 関係団体

海南市身体障害者連盟 紀美野町身体障害者連盟 海南市障害児者父母の会 紀美野町障害児者父母の会 海南たんぼぼの会 海南海草地方精神障害者家族会「紙ふうせん」 海南海草地域障害児・者地域生活支援協議会 海南医師会 かたつむりの会 海南市民生委員児童委員協議会 紀美野町民生児童委員協議会 海南市人権尊重推進協議会 海南市自治会連絡協議会 紀美野町区長会

3. 計画策定にあたっての体制

本計画の策定にあたっては、地域で経常的に障害者支援の検討を行っている海南・海草障害者地域自立支援協議会幹事会により、専門的な検討を行いました。

○海南・海草障害者地域自立支援協議会幹事会名簿

	委員名	役職
1	坂本 和晶	国保野上厚生総合病院相談支援事業所相談支援専門員
2	上田 融	社会福祉法人あおい会 療育センターAOI 管理者
3	磯山 美富	海草圏域障害児者相談・生活サポートセンター らん 相談支援専門員
4	石井 美保	和歌山県海草振興局健康福祉部保健福祉課主任
5	中家 嘉章	和歌山県海草振興局健康福祉部保健福祉課医療主事
6	松岡 歩	和歌山県相談支援体制整備アドバイザー
7	山添 高道	社会福祉法人一峰会 あすなろ共同作業所施設長
8	田中 達也	海草圏域障害者就業・生活支援センターーと所長
9	茶木 康裕	海草圏域障害者就業・生活支援センターーと 就業相談専門員
10	谷本 忠信	海南市身体障害者連盟会長
11	上南 ゆかり	海南たんぼぼの会会長
12	上野 六宏	海南海草地方精神障害者家族会紙ふうせん会長

順不同 敬称略

4. 用語解説

《あ行》

◎一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

◎NPO (Non-Profit Organization)

公的な行政や営利活動を行う企業に対し、私的な利益を目的としない活動に取り組む民間非営利組織や団体。

《か行》

◎海南省障害者施策推進本部

総合的な障害者施策の円滑かつ効果的な推進について、障害者基本計画をはじめ必要な事項等を協議するため平成18年に設置された庁内組織。

◎グループホーム

地域にある住宅（アパート、マンション等）で、数人の障害のある人が一定の経済的負担を負って共同生活を営み、近隣（または同居）の専任の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助が提供される施設。

◎限局性学習障害（SLD : Specific Learning Disorder）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す障害。平成26年に「学習障害（LD : Learning Disability）」より名称変更。

◎高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◎高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状が現れ、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

《さ行》

◎肢体不自由

身体障害者福祉法では、① 一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④ 両下肢のすべての指を欠くもの、⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥ ①から⑤までに掲げるものの他、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害とされている。

◎児童デイサービス

障害のある児童が施設などに通園し、基本的な生活習慣（食事、排せつ、入浴）の指導や集団で暮らせるように訓練、レクリエーション等を受けるサービス。平成 24 年4月から、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援と放課後等デイサービスに分割された。

◎児童発達支援

障害のある児童を対象とする通所支援の一つ。障害のある児童を児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う。

◎重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等に対し、身体、家事援助等の居宅介護（重度訪問介護）、短期入所、生活介護等の各種サービスを包括的に提供するサービス。

◎障害者地域自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために自治体や圏域に設置される協議会。機能としては、① 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、② 具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③ 地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。また、協議会によってはこの基本的な機能に加え、障害福祉計画の評価・点検機能も担う。

海南市は、紀美野町との1市1町により、海南・海草障害者地域自立支援協議会として圏域で設置している。

◎ジョブコーチ

就労支援の専門職。就労を希望する障害のある人に対し、職場に同行し、ともに作業や休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行う。また、事業主や職場の従業員に対し、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図る。

◎自立支援給付

「障害者自立支援法」に基づき、障害の種類に関わらず、障害のある人の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。

◎身体障害者

身体の機能に障害がある者。身体障害者福祉法の規定では、① 視覚障害、② 聴覚または平衡機能障害、③ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④ 肢体不自由、⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害がある 18 歳以上の者であり、身体障害者手帳の交付を受けた者。18 歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

◎身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸、免疫機能）に分けられる。

◎スロープ

傾斜面。斜面。

◎精神障害者

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義をしている。

◎精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が社会復帰、自立、社会参加の推進を図ることを目的に交付されるもの。障害の程度により、重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受ける必要がある。

◎精神保健福祉士（PSW）

「精神保健福祉士法」に基づき、1997年に誕生した国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

◎成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

《た行》

◎短期入所

重度の障害のある人を介護している家族が、一時的に家庭での介護が困難になった場合、入所施設において短期間滞在させ、身体介護、機能訓練などを行うサービス。

◎地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

◎知的障害者

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。都道府県知事から療育手帳の交付を受けた者。

◎注意欠如・多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

多動性（教室などで座っていられず席を離れたり、走り回ったり高い所に上ったりする）、不注意（注意を持続することが困難）、衝動性（順番を待つことが困難、会話など他人の邪魔をする）を症状の特徴とする発達障害。平成 26 年に「注意欠陥多動性障害」より名称変更。

◎通級指導教室

通常の小学校・中学校の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対し、主として各教科などの指導を通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。

◎デイサービス

在宅の障害のある人が通所し、入浴、機能訓練などを提供するサービス。

◎特別支援教育コーディネーター

学校の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となる役割を担う者。

◎トライアル雇用

就職を希望する① 中高年齢者（45 歳以上 65 歳未満）、② 若年者（35 歳未満）、③ 母子家庭の母等、④ 障害のある人、⑤ 日雇労働者・ホームレス、を対象に実施される事業で、ハローワーク（公共職業安定所）が紹介する対象労働者を短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを行う事業。

《な行》

◎内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。

◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

◎ネットワーク

網目状の構造と、それを維持するための機能。

◎ノンステップバス

乗車から着席、降車まで段差（出入口にある階段）をなくし、床面を低くしたバス。

《は行》

◎バリアフリー

高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

◎ハローワーク

公共職業安定所の愛称。

◎福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種施設や作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◎放課後等デイサービス

主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障害のある児童・生徒に、放課後や学校休業日、夏休み・冬休みなどの長期休暇に過ごせる居場所を提供し、生活能力の向上に必要な訓練、レクリエーション等を提供するサービス。

◎保健師

保健師助産師看護師法（昭和 23 法第 203 号）第 29 条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者をいう。

◎ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。しかし、その内容・形態は多様となっている。

《や行》

◎ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

◎要配慮者

高齢者や障害者、乳幼児など、災害が起こったときの避難などにおいて支援・配慮を要する者をいう。

《ら行》

◎リハビリテーション

障害のある人が、社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

◎療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。

《わ行》

◎和歌山県人権教育基本方針

日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、和歌山県教育委員会が平成 17 年 2 月に策定し、示した人権教育を推進するための基本方針。

**第 2 期海南市障害者基本計画及び
第 4 期海南市障害福祉計画**

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：和歌山県海南市

編集：海南市役所 くらし部 社会福祉課

〒642 - 8501 和歌山県海南市日方 1525 番地 6

TEL：(073) 483 - 8602 FAX：(073) 483 - 8429
